

御意見の内容及び御意見に対する考え方

番号	運用指針ページ	分類	御意見	御意見に対する考え方
1	4	その他	「促進区域の指定時の出力（系統容量）から±20%の範囲」を「±20%の範囲を参考に」と変更されているが、±20%の範囲を超えることが許容されるというのはどういう場合を想定されているのか？例えば支持構造物の成立性が見込めない場合等も想定されているという理解で良いか？ 【理由】 風車メーカーや機種変更の場合を想定した変更と考えるが、風車メーカーや機種変更しない場合でも、支持構造物の成立性が見込めない場合、20%の出力範囲を超える基数を減らすことも想定した変更なのか確認しておきたい。	御指摘の修正については、発電設備の出力の上限を設けないこと等を念頭に表現を適正化したものです。なお、一般海域における占用公募制度の運用指針（改訂案）（以下、「本指針案」という。）P.4に記載のとおり、発電設備の出力は調達価格等算定委員会の意見を聴き、これを尊重して公募占用指針において定めます。
2	4	事業性評価点	占用の開始時期について、当該促進区域における洋上風力発電事業の事業計画に関連する系統整備の進捗状況（例えば、北海道～東北～東京間の日本海ルート2GW増強計画等）は、占用開始時期の設定に考慮されるのでしょうか。また、同系統整備の進捗状況に変更・遅延等があった場合は、占用開始時期の設定を見直されるのでしょうか。	当該修正については、表現の適正化をしたものであり、御指摘の見直しを想定しておりません。
3	4	その他	促進区域の指定時に想定する出力について、現行の「±20%の範囲で」から「±20%の範囲を参考に」に変更されていたため、-20%未満の計画も認められるとして理解して宜しいか。 【理由】 該当箇所の文章が、現行の「±20%の範囲で」から「±20%の範囲を参考に」に変更されていたため、事業採算性を検討する上で-20%未満の提案も可能と解釈した。	御指摘の修正については、発電設備の出力の上限を設けないこと等を念頭に表現を適正化したものです。なお、本指針案P.4に記載のとおり、発電設備の出力は調達価格等算定委員会の意見を聴き、これを尊重して公募占用指針において定めます。
4	4	その他	「一般的」であるサイズの洋上風力設備はどの程度を想定しているかご説明頂きたい。 容量が1GW～2GW級のサイトの場合は期間の延長は考慮されるのでしょうか。	占用開始の時期は、海域ごとに検討した上で公募占用指針に記載します。
5	4	その他	セントラル調査結果等が公表されていない（風況データおよび地盤データがない）、関係者（主に漁業者）と対話できていない状況において、風車レイアウトを確定させるのは難しいと考えています。 決められた範囲の中で一定の風車離隔により機械的に風車配置をすることで想定容量を算出できますが、調査結果、関係者（主に漁業者）と対話、更には最終配置地点でのボーリング調査結果により、想定していた容量から大幅に減少した容量しか設置できない可能性も考えられます。 調達価格等算定委員会では何を抛り所に意見が出され、国として容量を確定させるのか明確にして頂きたい。事業者意見をベースに系統予約がなされていると理解しており、その場合、調査結果公開前に事業者意見を募った場合、想定を見誤る可能性があるため、調査結果公開後の意見を参考にすべきではないでしょうか。	促進区域の指定時に想定する出力については、①系統を確保し、これを本公募へ活用することを希望した事業者の系統を活用する場合と、②系統確保スキームに基づき国が暫定的な連系予約を行う場合があります。このうち、①については、事業者の確保している系統情報を、有望区域や促進区域の指定時に「最大受電電力量」及び「ファーム型接続・ノンファーム接続の別」を公表するとともに、公募の前に、広く事業者等に対して、想定出力規模に対する参考意見聴取を実施する等、出力規模の検討に当たって事業者の御意見も参考にしています。 また、②については、国の系統確保スキームの中で、出力規模の調査を行うことや、協議会の進捗に応じた調査結果の補正を行うことに加え、広く事業者等に対して、想定出力規模に対する参考意見聴取を実施する等、出力規模の検討に当たって事業者のご意見も参考にしています。 御指摘の調査結果公開後の意見については、JOGMECによるサイト調査の基本化と合わせて、調査終了後、早期に事業者に対する情報提供を実施する等、運用の改善を図ってまいります。
6	4	その他	これまでの(R3まで)と異なり、系統の予約がOCCTOにより実施される場合に、「系統容量」が予約された容量、「促進区域の指定時に想定する出力」が公募要領に記載される容量として考えればよいでしょうか。この場合「（系統容量）」の記載は混乱しないでしょうか。 また、上限値を超えた出力についての扱いはカーテイルメント(出力抑制)されるという理解でよいでしょうか。	御指摘の「（系統容量）」については、注釈に記載のあるとおり、確保された系統を想定しています。なお、「促進区域の指定時に想定する出力」とは、事業者が確保している系統の最大受電電力又は系統確保スキームに基づき暫定的に連系予約された系統の最大受電電力を指し、公募占用指針に記載される容量となります。 また、出力抑制については、確保された系統がノンファーム接続であることも想定されるため、空き容量がない場合には電源の出力制御が発生することが見込まれます。

7	5	価格調整スキーム	<p>・洋上風力発電事業の立地が予定されている県内企業として、事業が確実に完遂されることは地域経済の発展に重要な関心事。今後の入札案件については物価変動をFIP価格に反映させるとのことだが、過去の案件についても、少なくとも公募開始日まで遡って物価変動を認め、FIP価格に反映させるべきであり、それが事業を確実に完遂させるとの制度変更の趣旨に合致し、また、事業が確実に完遂されることを願う地元企業としての思いである。</p> <p>・資源のない日本で、化石燃料に依存した発電に頼る現在の構図を早期に転換しなければ、結果的に電気代の高騰を招き、また、エネルギーセキュリティ上も輸入した化石燃料に頼る不健全な状況が続く。地方は高齢化も進んでおり、万が一、事業者が撤退した場合の地元への負担は非常に大きい。従い、事業者の撤退や再入札による完工時期延長は望んでおらず、事業の確実な完遂のために、過去に遡った物価変動のFIP価格反映を含めた、事業者への適切な支援をお願いしたい。</p>	<p>総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ/交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会合同会議（以下「合同会議」という。）第30回の資料1「洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための制度のあり方について」P.40に記載のとおり、「公募開始直前の1年間における物価水準を参照」することとしています。</p> <p>また、同資料P.3に記載のとおり、既に選定されている選定事業者についても「事業の撤退・遅延の抑止、洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させる観点から、保証金制度の見直しを含む今般の制度見直しを受け入れる事業者に対しては、当該見直し後の措置を適用する」ことを想定していますが、当該事業者に対しては「公募の公平性や国民負担への中立性を確保する観点」から将来の物価変動のみを価格調整スキームに反映することとしています。</p>
8	5	保証金	<p>洋上風力促進ワーキンググループ並びに調達価格等算定委員会において、第三次保証金額を24,000円/kwhに変更された。保証金額を高めることは、事業者の参入障壁を高めるため、現行の保証金額のままとしていただきたい。</p>	<p>第30回合同会議の資料1「洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための制度のあり方について」P.27に記載しているとおり、保証金制度の考え方については、諸外国（ドイツやデンマーク、オランダ）の最新の保証金制度を参考に、サプライチェーンの逼迫やインフレ等の影響により、世界でプロジェクトが中断・撤退する事例が複数発生している事業環境下であっても、選定事業者に事業実施を担保させることを目的として設定した金額となります。なお、具体的な保証金の額は、公募占用指針においてお示しします。</p>
9	5	価格調整スキーム	<p>ア、供給価格の評価 運転期間においても事業者はOpexに関して物価変動があるため、英国同様に、運転期間も含めた事業期間でも年次調整を希望します。</p>	<p>現在お示ししている価格調整スキームは、第30回合同会議の資料1「洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための制度のあり方について」P.35～に示しているとおり、事業者へのヒアリングや委員からの意見を踏まえ、現在生じているインフレ等への対応策に最も寄与する方式であると考えております。</p> <p>また、OPEXについては、事業者がオフテイカーとの相対取引契約書に物価変動条項を入れることで一定程度対応が可能であると考えられるため、同資料P.30のとおり、公募占用指針に記載する「資金・収支計画のリスクシナリオ」にある「物価・人件費高騰」の区分に、「インフレ等による調達コスト水準の上昇等をオフテイカーからの売電収入で補填できないリスク」を追記するなどの措置を講ずることとしています。</p>
10	5	価格調整スキーム	<p>西海市でゾーニング事業が実施された時から、洋上風力事業ができると注目・期待していた。再エネの電力はまだまだ高く、再エネを拡大させるのであれば、適切な補助が必要だ。洋上風力の委員会の動画を見たが、落札済みの事業者も困っている。サプライチェーンがない中でインフレ・為替の影響は大きく、事業を進めやすくする支援を落札済みの事業者にもするべきだ。そうでないと、万が一事業者が撤退したら、地元の期待感がなくなる。</p>	<p>No.7の回答のとおり、既に選定されている選定事業者についても、保証金制度の見直しを含む今般の制度見直しを受け入れる場合、見直し後の措置を適用することを想定しています。</p>
11	5	価格調整スキーム	<p>第7次エネルギー基本計画の原案を確認しましたが、電力需要が10？20%程度増える中で、再エネ比率を40？50%まで高めるハードルは非常に高いと感じます。</p> <p>また、太陽光が現状の3？4倍発電できるほど用地があるとは思えません。</p> <p>洋上風力を切り札にするのであれば、選定済みの案件からしっかり支援し、案件を成立させることが世間に対するアピールになるのではないのでしょうか。</p> <p>事業者が撤退する事態を招く場合、悪い印象を与え、地元企業の期待に応えられない可能性があります。</p> <p>従って、足元のインフレ・円安の状況は想定を超えており、選定済みの案件についても遡ってFIP価格に反映させるべきだと思います。</p>	<p>No.7の回答を御覧ください。</p>
12	5	価格調整スキーム	<p>事業の完遂が目的なら、過去に遡ってインフレのFIP価格への反映を認めるべきだ。入札の公平性を踏まえた対応かもしれないが、誰が事業者になっていたとしてもこれほどのインフレの影響は避けられず、同じ問題に直面し、誰もが同じ調整を望むはずだ。インフレ・円安は至る所で確認されており、このままでは洋上風力事業の実現が危ぶまれる状況だ。また、地元企業の期待は非常に大きく事業者が撤退した場合、落胆度は計り知れないのではないか。</p>	

13	5	価格調整スキーム	<p>改定案では新たに「世界的に洋上風力発電事業の収入・費用の変動等の環境変化が生じているところ、強靱な発電事業を組成し、大規模かつ長期間にわたる洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂することが可能かという観点からも公募占用計画を評価することとする。」という内容が追記されています。</p> <p>つまり、事業を確実に完遂する計画に対し高い評価を与えるというのですが、一方、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議（第30回）」では、「洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための制度のあり方について」P34において、投資額が大きく総事業期間も長期間となる洋上風力発電については、事業者のインフレリスクに伴う事業撤退リスクを減少させるため、物価変動への連動を取り入れるべきとの議論がなされています。</p> <p>これは、現在の世界的なインフレによって、洋上風力事業から撤退する事例が発生していることを受け、そのインフレリスクを事業者にのみ押し付けるのではなく公平な立場から事業撤退リスクをある程度低減させようとするものです。</p> <p>現在、洋上風力発電事業に伴う海底地盤調査においても、使用する起重機船や交通船の単価が大幅にアップしているほか、船舶の燃料費や人件費も高騰しています。今後の公募案件だけでなく、ラウンド1から始まった既存案件に対しても物価変動に伴う価格調整スキームを導入して頂き、洋上風力発電事業に関わる企業への負担を軽減して頂きたいと考えております。</p>	No.10の回答を御覧ください。
14	5	価格点	<p>供給価格上限についてはコストの実態を的確に把握できるようにモデルやインプットを適正に見直して頂くとともに、IRRの設定は価格調整スキームが入ったとしても事業内容に見合った水準で設定して頂きたいです。あまりにもIRRの設定が低くなると投資意欲が損なわれ、日本ではなく海外での洋上風力事業への投資及び公募参加が優先されることを懸念します。</p> <p>【理由】</p> <p>③準ゼロプレミアム水準が14円/kWhの場合別は依然として収入源（CPPA）で事業計画を立てることになる一方、プレミアム収入は将来の市場価格に依存するため事業計画に反映することが困難であること。</p> <p>上記意見に関し、例えばイギリスのCfDRound6入札での上限価格検討時に使用されている着床式洋上風力のハードルレート8.30%です。</p>	<p>再エネ海域利用法に基づく公募の供給価格上限額については、調達価格等算定委員会の意見を尊重して設定することとされています。</p> <p>これまでの各公募に向けては、調達価格等算定委員会において、国内で、促進区域において想定される大規模な発電設備の稼働実績がないことから、欧州のコストデータ等を踏まえて構築されたコスト算定モデルを基に、内外価格差や適正な利潤等を加味して議論を行っています。</p> <p>このコスト算定モデルについては、欧州のコストデータや既往研究等に基づき、NEDOが構築したものであり、工学や金融等の有識者に審議いただくとともに、欧州におけるコスト実績との相関を確認し、コスト算定モデルとしての妥当性が確認されています。また、洋上風力に関する最新の状況を反映するため、直近では、2024年10月にコスト算定モデルの更新を行い、中間とりまとめを公表しています。</p> <p>また、大規模な洋上風力発電については、①投資額が大きく総事業期間も長期間となることや、②サプライチェーンの混乱、インフレによる開発費用の増大等により、海外において大規模な洋上風力プロジェクトからの撤退事例が複数生じていること、③我が国の電力供給の一定割合を占めることが見込まれること等、電源投資を確実に完遂していく必要性が大きいことから、物価変動率の変動を基準価格に連動させる「価格調整スキーム」を適用することとしました。それに伴い、発電事業者に必要なリスクプレミアムの低下を勘案しつつ、我が国における洋上風力発電の供給量の状況を踏まえて、IRRを適正水準から1～2%上乘せして設定することとしています。</p> <p>こうした算定方法についても、調達価格等算定委員会における有識者の審議を踏まえて決定されており、適切なプロセスを経ているものと認識しています。</p> <p>なお、FIT・FIP制度は、全国大で負担されている賦課金負担に基づく支援であることから、全国大で見て、費用効率的な案件の導入を促していくことが重要です。</p> <p>こうした観点から、太陽光や陸上風力など、他の電源と同様に、地点ごとに上限価格を区別するのではなく、原則一律に上限価格を設定し、費用効率的な案件の導入を促していくこととしています。</p>
15	5	価格調整スキーム	2024年11月21日開催第30回洋上風力合同会議において協議されていた価格調整スキームは運用指針には何故反映されないのでしょうか。	価格調整スキームについては、今後お示しする個別の公募占用指針において記載することを想定しています。
16	5	価格調整スキーム	<p>松島火力が誘致されたとき、地域経済は大いに潤った。</p> <p>地方は疲弊しており、事業者の撤退による再入札などはもう待てない。</p> <p>燃料代の高騰などを通じて、インフレ・円安の影響は痛感しているところ、影響は誰しもにある話であり、過去に戻ってでも価格に反映させ、事業を確実に進められるようにするべきだ。</p> <p>そうでないと、事業者が撤退することになり、地域経済界の与える落胆感は大い。</p>	No.7の回答を御覧ください。

17	5	港湾	<p>促進区域と一体に利用できる港湾及び当該港湾内のふ頭並びに当該ふ頭の諸元及び利用条件を公募占用指針において明記する。とあるが、当該諸元ならびに利用条件は公募占用指針の公示以前には公表されないとの認識で相違ないか。</p> <p>【理由】 公募占用計画の提出期間である6か月間では、事業の実現性や地域貢献策・地域経済の波及効果や、地元関係者並びに港湾管理者との調整を十分に実施し、事業の実現性を高める為の期間としては充分ではない。</p>	<p>概ね御理解のとおりです。</p> <p>ただし、公募占用指針案の段階で合同会議にて公開資料として提示する事はございます。</p>
18	5	港湾	<p>促進区域と一体に利用できる港湾及び当該港湾内のふ頭並びに当該ふ頭の諸元及び利用条件を公募占用指針において明記する。「促進区域と一体に利用できる港湾」のうち、国の整備する範囲のみの情報共有であると認識しているが、一方で港湾利用計画ならびにそのスケジュールに関しての同意書の添付が求められている。よって、「促進区域と一体に利用できる港湾」のうち国の整備する範囲以外にも、その後背地ならびに関連用地についても同様に公募占用指針にて明記頂きたい。</p> <p>【理由】 同一港湾内で管理者が異なるため、情報取得のための手続きや提供される情報が統一されておらず、事業性の検討ならびに事業の実現性の検討を充分に行える資料を入手するのに時間が係る。また、入手した資料も検討に耐えるに充分なもので無い事もあるため、国によって責任をもって情報を整理し共有頂きたい。</p>	<p>公募占用指針に促進区域と一体的に利用できる港湾として示す埠頭以外の港湾用地及び港湾施設については、県などの港湾管理者の権限で管理されているものであるため、御利用を希望する各港湾管理者にご確認ください。</p>
19	5	価格調整スキーム	<p>価格調整スキームにおいて、参照している物価指数が国内の統計データとしている。しかし、洋上風力発電に係る設備、工事等は国際的な取引の中で動いているため違和感を覚える。国際的な機関が出している物価指数を適用し、実態と乖離しないようにすべきではないか。</p> <p>【理由】 以下を参照 第99回 調達価格等算定委員会 資料1 「大規模な洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための制度のあり方について」（2024年11月、経済産業省） 18～21ページ</p>	<p>今回お示ししている価格調整スキームは、米国（NY州やNJ州）で導入されている制度を参考にしております。</p> <p>第30回合同会議の資料1「洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための制度のあり方について」P.36の記載のとおり、英米における価格調整においても自国内の物価指数を用いた計算式が一般的となっております。本スキームでも同様に設定することとしています。</p>
20	5	価格調整スキーム	<p>価格調整スキームについて（第99回 調達価格等算定委員会 資料1「大規模な洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための制度のあり方について」（2024年11月、経済産業省）18～21ページ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の価格調整スキームの提案では、FIPの供給価格に価格調整条項を乗ずるだけなので、ラウンド2、3については、3円/kWhが少し補正されるだけで意味がない。 ・ついては、以下のように価格調整にあたり正しく物価変動のインパクトを反映できるように再考いただきたい。 ・政府が産業界が同意できる財務モデルを持つ（NEDOコストモデルでは不十分であり、少なくとも事業者が使っているレベルのものが必要） ・物価変動の状況把握について、物価指数を使うのではなく（特に日本国内の物価指数を使うのはNG）、事業者が財務モデルのインプットとして使っているレベルでのコストデータを取得する ・公募開始前と着工前のコストデータを実際に財務モデルに入力して結果を比較し（公募開始前のコストデータは事業者の入札時のものを適用、着工時のコストデータは国が取得）、実際に事業者が受けているインパクトを評価する ・なお、上記にあたり、国で財務モデルをつくるのが困難な場合には、国は選定事業者が使用した財務モデルを提出させることができる、としてはどうか。 <p>【理由】 諸外国の事例を見た際に、左記のようなアプローチは前例のないものではなく、政府が入札条件の標準化を図っている例は実際に見られます。 例えば、ドイツの陸上風力発電の入札では、「参照サイト」（"reference site"）という概念があり、参照サイトより風況の良いサイトでは政府の支援（CfD）を減らし、風況の悪いサイトでは支援を増やすことで、サイト条件の違いによる事業性が小さくなるような補正を行っています。（参照Webサイト https://www.buzer.de/36h_EEG.htm）</p> <p>また、フランスでDGECが主催する洋上風力発電の入札では、入札への対応が正しいビジネスケースであることを確認するために財務モデルを提出することが入札者に求められます （参照Webサイト https://www.cre.fr/fileadmin/Documents/Appels_d_offres/import/2023_06_DGEC_A05_CdC.pdf）</p>	<p>No.7と14の回答を御覧ください。</p>
21	5	価格調整スキーム	<p>第99回 調達価格等算定委員会において、第1～3ラウンドの選定事業者に対する価格調整スキームは、措置適用後の将来の物価変動のみを基準価格/調達価格に反映するとある。2020年の第1ラウンド公募開始以降著しい物価変動が生じている中、措置適用時点からの物価変動のみを考慮する場合はその反映が限定的となり、選定事業者の電源投資完遂を後押しするには不十分となることから、第1～3ラウンドについても第4ラウンド以降同様に公募開始日の属する月の直前の1年間における物価水準を参照するべきではないか。</p>	<p>No.7の回答を御覧ください。</p>

22	5	価格調整スキーム	<p>・インフレ条項の適用範囲は公募占用計画変更申請日の属する月の直前の1年間の物価水準が起算点になり、将来の物価変動がインフレ条項の適用範囲になるが、他方調達価格等算定委員会でも論じられている過去約40%の物価変動が確認されている中で、過去案件の完遂を懸念する状況であると理解している。すべての事業者が等しく甚大な影響を受けているものであり、個別事業者の固有事情に拠るものではないと考えられる。かかる状況下、電源投資を確実に完遂させる観点から、過去案件についても、R4以降の入札ルールと同様に、各公募開始日の属する月の直前1年間における物価水準を起算点とすべきではないか。仮にインフレ条項の適用によるFIP基準価格の調整が難しい場合は、海域占用期間並びにFIP適用期間を延長することで対応するのはどうか。</p>	<p>No.7の回答を御覧ください。</p> <p>なお、海域占用期間の延長については、本指針案P.17に記載のとおり、①当該促進区域を引き続き促進区域として指定することが妥当であること、②当該促進区域において発電事業を行おうとする事業者を再度公募する必要性が認められないこと、かつ、③選定事業者による占用が占用許可審査基準に適合している事の全てに該当する場合、占用許可の更新が認められる事があり得ます。更新の可否については、更新時期が近づいてから行うものであり、事業者の事業継続の判断や撤去工事の準備のタイミング等も考慮し判断することを想定しているため、公募時点で当該許可の更新について判断をお示しすることは困難です。交付期間については、再生可能エネルギー電気の供給の開始の時から、発電設備の重要な部分の更新の時までの標準的な期間を勘案して定めるものが法律で規定されていますが、国民負担の抑制の観点から、その延長は検討していません。</p>
23	5	価格点	<p>準ゼロプレミアム水準から終点までの評価方法については、今回の変更案は従前の評価方法対比で供給価格1円あたりの価格点差が大きくなる形となり、実質的に準ゼロプレミアム水準以下の価格を供給価格とするインセンティブが強く働くこととなります。一方、準ゼロプレミアム水準は各海域一定であるとする、海域によっては自然条件・地盤条件等各種条件から準ゼロプレミアム水準では事業性が確保できない場合があるところ、この価格点差を回避するために無理な供給価格で応札する者が出てくる可能性があり、事業実施の確実性が相対的に低い事業提案が採択される懸念が出て参ります。これを防ぐためには、適切な供給上限価格の設定が不可欠です。従い、各海域の供給上限価格につきましては今後のインフレや地盤調査結果を基にした基礎種類の選定など、各海域の特性に応える価格となるような運用が必要と考えます。</p>	<p>No.14の回答を御覧ください。</p>
24	5	港湾	<p>プレアセンブリを行う港湾整備も現状工程迅速化の障害となっている。何年も前からいわれ続けているが、十分な地耐力・岸壁水深・岸壁長さを持った基地港湾の整備をいち早く進めていただきたい。</p>	<p>頂いた御意見は今後の参考にさせていただきます。</p>
25	5	価格調整スキーム	<p>・洋上風力開発は開発開始から運転開始まで5年以上と長い開発プロジェクトになるため、その間にかかるコストのベースが社会情勢によって大きく変わることから、価格調整スキームの導入を検討していただいていると認識しています。特に、第1、第2、第3ラウンドを含め、洋上風力開発のサプライチェーンが成熟していない日本にとって、海外からの調達に頼らざるを得ない状況であり、比較的短期変動である為替レートの変動についても事業計画に大きな影響を与える外的要因かと思えます。事業者はある程度この変動を見越した計画を立てる必要はありますが、それでも予想するのは難しいかと思えます。既に採択され動いている事業も含め、このようなコストの変動をある程度吸収できるような仕組みを実現していただくことは、より日本の洋上風力市場が魅力のあるものになることと思い、期待しています。</p>	<p>No.10の回答を御覧ください。</p>
26	5	価格点	<p>調達価格等算定委員会の意見を聴いて定められる「供給価格上限額」について、モノパイル式/ジャケット式といった基礎形式を問わず海域特有の自然条件（特に地盤）を十分考慮した上で、供給価格上限額の根拠となる資本費を設定していただきたい。☒</p> <p>【理由】</p> <p>建設費は海域特有の自然条件や施工条件により大きく変動します（風車の出力規模により変動するものの、比較的良好的な地盤の浅い水深から深い水深の岩地盤まで、kW単価で約3倍近い幅があります）。例えば、R4想定 の道南海域は岩地盤であり、さらに水深が深いため、建設費が非常に高くなると予想されます。したがって、自然条件を考慮に入れた資本費の水準が示されなければ、事業者から建設会社への不適切な建設費削減の要求、事業の中断・中止、さらには入札不調といった問題が生じる可能性があります。</p> <p>また、2024年10月公表のNEDOモデル(中間報告)では新たにジャケット式基礎のCAPEXモデルが設定されていましたが、適用にあたり内外価格差(イワ・サブライフェンの差異)以外に上記自然条件(地盤)等の補正が必要と考えます。</p>	<p>No.14の回答を御覧ください。</p>
27	5	価格調整スキーム	<p>物価上昇はどの事業者も避けられず、今後逆行することもないので、インフレ条項の適用範囲について、過去ラウンドについてもR4以降の入札ルールと同様にすべきではないかと考えています。</p>	<p>No.7の回答を御覧ください。</p>
28	5	その他	<p>「発電設備の撤去に関する事項」においては送変電設備、例えば海底ケーブルの扱いはどうなるのでしょうか？ 送変電設備も含まれるという理解でよいのでしょうか。</p>	<p>本指針案P2に記載のとおり、「発電設備」の定義は「洋上風車、洋上変電施設、観測塔のほか、洋上風力発電に係る海底送電線・通信ケーブル（陸上にある変電施設、送電線、通信ケーブル等を含め、事業者が維持し、及び運用するものに限る。）」です。</p>

29	5	価格調整スキーム	<p>R1~3の選定事業者に対する価格調整スキームの適用範囲に関してご意見申し上げます。</p> <p>R1~3の選定事業者が価格調整スキームの適用を希望し、公募占用計画変更申請した場合、申請日の属する月の直前1年間の物価水準が起算点となり、将来の物価変動が価格調整の対象になると理解しております。</p> <p>この価格調整の方式では、R1~3の公募開始日から申請日に至るまでの物価変動の影響が加味されないことから価格調整が不十分になってしまうことを懸念しています。R1~3案件についても、R4以降同様に、各公募開始日の属する月の直前1年間における物価水準を起算点とすべきと考えています。</p> <p>洋上風力の事業費における資本費の割合が高いことは事実かと存じますが、発電事業の完遂に不可欠な損害保険料（運営維持費）も資本費の増加に比例して増加します。</p> <p>発電事業者が建設/操業時に手配する財物保険は、設備の再調達価格×保険料率で算出されるためです。</p> <p>また運営維持費に占める損害保険料の割合は高く、運営維持費の増加も着目すべき点かと考えます。調達価格等算定委員会でも論じられている過去約40%の物価変動が確認されている中、既にR1~3案件については公募想定時より実際の損害保険料が大きく増加することが見込まれます。損害保険料は建設工事時のみならず、事業終了まで継続的に発生するため、発電事業者としては中長期の運営維持費変動リスクを抱えています。</p> <p>さらには、物価変動がR1~3の各案件における価格調整に十分に反映されないことは、これらの案件の採算性に大きな影響を及ぼすことから、その結果として安全管理水準がしっかりと維持されるのかという点も懸念されます。万が一ではありますが、国内で先行するこれらの案件で、保険事故が多発もしくは巨額な事故が発生した場合には、持続的な保険商品の提供に影響が出る可能性もあり、最悪のシナリオとしては国内洋上風力案件の全般的傾向として、必要となる保険手配をするのが困難になることも想定されます。その場合、国内における洋上風力産業の成長そのものにブレーキがかかることを懸念しています。</p> <p>上記より、R1~3案件において公募開始時から既に大きな物価変動が生じていることから、価格調整スキームにおける物価変動起算点は、各公募開始日の直前1年間とすべきではないかと考えます。</p>	No.7の回答を御覧ください。
30	5	価格調整スキーム	<p>価格調整スキームの導入は公募占用指針に記載されるものと認識しております。☒</p> <p>【理由】</p> <p>2024年11月21日付合同会議合同会議資料40-41ページに記載の通り。</p>	御理解のとおり、価格調整スキームについては、今後お示しする個別の公募占用指針において記載することを想定しています。
31	5	価格調整スキーム	<p>①☒価格調整スキームにおいて、調整率を決定する「変動後」の物価指数の設定の対象期間は、「公募占用計画に記載された（電事法第48条に規定する）工事計画の届出予定日から直前1年間」ではなく、各プロジェクトにおける最終投資決定（FID）から直前1年間とすべきである。</p> <p>②☒調整率の下限は設定すべきでない。</p> <p>【理由】</p> <p>FIDを基準とする案は、洋上風力合同会議でも複数の委員から意見が出された。洋上風力は規模が大きく、また事業環境などプロジェクトの個性もさまざまであることを考えると、各プロジェクトのファイナンスや事業の実施を確実にする観点から、具体的事業のFIDを基準とするのが適切である。今般の価格調整は、事業者がコントロールできないインフレ等のリスク分を調整しようとするものである。したがって、一定の調整を事業者にコントロールさせる結果となる下限の設定は、制度趣旨に鑑み一貫しない。</p>	<p>①変動後物価指数として参照する期間については、合同会議 第27回～第29回において有識者に御意見を頂くとともに事業者ヒアリングを行ったうえで、恣意性を排除し一義的にタイミングを定めることのできる、「公募占用計画に記載された（電事法第48条に規定する）工事計画の届出予定日から直前1年間」と設定することとしています。</p> <p>②今般の制度検討においては、第30回合同会議の資料1「洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための制度のあり方について」P.41に記載のとおり、価格調整スキームが民間事業者のみでは取り切れないリスクへの制度対応であることを踏まえ、民間事業者による適切なリスク評価・リスク分担、契約や調達などにおける再エネ発電事業者自身の創意工夫を促す観点から、価格調整スキームを適用する物価変動率の下限を設けることとしています。</p>
32	5	価格調整スキーム	<p>2R事業者へのアンケートで、「応札後に大幅にコストが上昇、総事業費では30%超増加しており」との意見が出されていたように、既にコストが公募後大幅に上昇している。合同会議で議論された価格調整メカニズムの制度設計では、コストが既に上昇している案件の事業完遂への寄与は、限定的と思料されることから、別途の価格上乘せ（デフレ時は減額）等の支援措置を講じるべき。</p>	No.7の回答を御覧ください。

33	5	価格調整スキーム	合同会議で議論された価格調整メカニズムにおいて、事業リスクを低減する観点から、参照する物価指標として、風車メーカーの見積もりと同様に、欧州物価指数を用いて頂きたい。	No.19の回答を御覧ください。
34	5	価格点	資機材高騰や為替/金利の悪化によって洋上風力発電の事業コストが急上昇する中、合同会議でも議論の通り、もはや至近のFIP基準価格の上限価格レベルでは事業は成立せず、事業採算性は需要家と締結するCPPAに依存するビジネススキームとなっている事が実態。然るに、合同会議で提示されている価格調整スキームは、市場変動に伴うCAPEX増減分を割合(パーセンテージ)に変換した上で、事業性が依拠できないFIP基準価格に乗じることによって変動調整する手法としているが、前述の通り「FIP基準価格」はその上限価格でさえ市場の実態から大きく剥離しており、CAPEX増減比率をいくら乗じても実態の増減には全く追いつかない為、より実態を踏まえた制度設計をご検討頂きたい。	No.14の回答を御覧ください。
35	5	価格点	P7で示される【供給価格と価格点の関係のイメージ】では、供給価格上限額の価格点はゼロとされます。これはモノパイルを適用した案件にて、仮に第2ラウンドでは19円/kWh、第3ラウンドでは18円/kWhで入札した場合、価格点がゼロになることを意味していますが、CAPEXだけ見ても実際のコストは第2・第3ラウンドの上限価格根拠となっている35.4万円/kWおよび38.8万円/kWよりかなり高いのが実態であると考えます。第2・第3ラウンドで起こったことは、ゼロプレミアム水準より高く、供給価格上限額以下である供給価格を示すことは意味がなく、PPAで売電先を見つけるというリスクを取らざるを得ないと判断した結果、ほとんどの事業者はゼロプレミアム水準で入札していると考えます。国のほうで議論されている価格調整スキームの内容、及び先行ラウンドにて事業者が示したCAPEX/OPEXの根拠を十分に考慮した上で今後のラウンドの供給価格上限額を設定すべきと考えます。	
36	5	価格調整スキーム	インフレ条項は昨今の物価高騰の課題解決に向けた良い施策である一方公募占用指針に盛り込むにあたりご検討いただきたい事項がございます。例えば公募専用計画変更申請日の属する月の直前の1年間の物価水準が起算点とする場合、各会合でも論議されていた通りすでにインフレは起きており、且つ再エネ特措法のトリガーは引かれていないことを考えると、過去ラウンドにおいても同様の基準日を訴求適用することが本来趣旨かと存じます。	No.7の回答を御覧ください。
37	6	その他	調達価格算定委員会（2024年11月26日）第99回で示された資料1の9ページにおいて、洋上風力発電の総事業期間を示しています。そこでは、約40年の総事業期間を示しています。 一方で、公募占用計画の認定の有効期間は30年としており、総事業期間に対して短くなっている。 【理由】 調達価格算定委員会第99回資料1 9ページ	再エネ海域利用法に基づく公募占用計画の有効期間は、本指針案のP.16～17で記載しているとおり、「環境アセスメント（4～5年間程度）と建設作業（2～3年間程度）、事業実施（20年間程度）、撤去（2年間程度）の期間を合わせて、余裕をもたせて設定しているもの」です。
38	6	その他	事業期間が短い場合には、開発・建設コストの回収期間が短くなり事業成立性が低下することになる。 占用計画を延長できる条件などを明らかにし、40年の総事業期間を確保できる蓋然性が相応に高いことを示すべきではないか？	海域占用期間の延長については、本指針案P.17に記載のとおり、①当該促進区域を引き続き促進区域として指定することが妥当であること、②当該促進区域において発電事業を行おうとする事業者を再度公募する必要性が認められないこと、かつ、③選定事業者による占用が占用許可審査基準に適合している事の全てに該当する場合、占用許可の更新が認められる事があり得ます。更新の可否については、更新時期が近づいてから行うものであり、事業者の事業継続の判断や撤去工事の準備のタイミング等も考慮し判断することを想定しているため、公募時点で当該許可の更新について判断をお示しすることは困難です。交付期間については、再生可能エネルギー電気の供給の開始の時から、発電設備の重要な部分の更新の時までの標準的な期間を勘案して定めるものが法律で規定されていますが、国民負担の抑制の観点から、その延長は検討していません。
39	6	事業性評価点	「電源投資を確実に完遂する事が可能かという観点からも公募占用計画を評価することとする。」とあるが、具体的な評価基準を示してほしい。 【理由】 「事業の実現性の評価」と、「電源投資を確実に完遂する事が可能かの観点」とあり、その違いを明確に示してほしい。	公募占用計画の評価基準は、公募占用指針において具体的にお示しします。

40	6	事業性評価点	<p>運用指針案には、評価基準の一部としてHSSE（健康、安全、セキュリティ、環境）に関する具体的な章がない。また、HSSEの実施がトップランナー、ミドルランナーなどとしてどのように評価されるのかが不明確である。</p> <p>以下は現状の課題の一例だが、これに限ったものではない：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対応準備の評価基準が確立されていない。追加コメント欄で繰り返し話題になるにも関わらず、この点は明確にされていない。 ・海上安全管理の評価基準が確立されていない。洋上風力は多くの海洋作業を伴うが、日本ではまだ十分に規制されていない。この分野は安全に大きな影響を与えるため、評価基準がない状況では、開発事業者がどのように管理するべきか不明確である。 ・電気安全基準に関しては、国際的な実務と日本の規制の間にギャップがある（例：Lock Out Tag Out要件、アークフラッシュの危険管理等）。電気関連の危険は洋上風力における一般的な高リスク要素の1つであり、このリスクを適切に管理するためには明確な要件が必要である。 <p>【理由】</p> <p>健康、安全、セキュリティ、環境（HSSE）の実施の質と効果は、多くの分野においてプロジェクトコスト（CAPEXおよびOPEX）と密接に関連しているため、関連する政府機関との協力のもと、すべてのHSSE関連の課題をできる限り早期に取り組むことが重要である。</p> <p>明確な最低要件を設定することで、期待のすり合わせが改善され、全体的な対応力が向上するだろう。</p> <p>また、基準や最低要件を策定する際には、G+ Global Offshore Wind Health and Safety Organizationと緊密なコミュニケーションを確立することをお勧めする。G+は世界最大手の洋上風力開発事業者9社によって構成されている。</p>	労働者の安全衛生・危機管理等に係る評価基準は、公募占用指針において具体的にお示しします。
41	6	事業性評価点	「電源投資を確実に完遂することが可能かという観点」とは具体的に何を指して、何を重視するのかご説明頂きたい。	「電源投資を確実に完遂することが可能かという観点」とは、公募占用計画において、収入・費用の変動といった環境変化に対して強靱な事業組成がなされているかを確認することを指しています。公募占用計画の評価基準は、公募占用指針において具体的にお示しします。
42	6	事業性評価点	「…完遂することが可能かという観点からも公募占用計画を評価する・・・」との文言が付け加えられていますが、その前段の「供給価格と事業実現性に関する要素を総合的に評価」には含まれない何か別の評価項目があるのでしょうか。具体的に何を重視し、どう評価されるのでしょうか。	公募占用計画の評価基準は、公募占用指針において具体的にお示しします。
43	6	事業性評価点	大規模かつ長期間にわたる洋上風力事業においては、海底ケーブルはもちろん陸上側の送変電設備が重要となるため、陸上送変電設備への評価もすべきと考えます。これまでは既存の陸上送電線の実績から評価項目において送電線ルートや条件などの評価省略をすることができ、重点が置かれていなかったと認識しています。既存の高圧/特別高圧・長距離の陸上送電線設備は一般送配電事業者による架空送電線が主であり、大規模かつ長距離の埋設送電線となると日本での実績は少なくなることから、しっかりとした対策・方針がなければ「確実な事業の完遂」および「電力安定供給」が満たされないと思料します。今後の評価基準においては陸上送電線のルートや構成に関しても評価することに加え、審査員においても電気設備に詳しい審査員にて大規模・長距離の送電線リスクを正しく評価するべきと考えます。	頂いた御意見も参考にして、今後公募占用指針の内容等を検討してまいります。なお、陸上送電線のルート等については、これまでも評価の対象としています。
44	7	価格点	<p>ア、供給価格の評価</p> <p>ゼロプレミアムで入札の場合、価格調整スキームにおける上限値40%を適用しても、3円/kwh→4.2円/kwhとなり、事業リスクの軽減とならない。また、国内のPPA契約に物価調整条項を含めることを容易ではない。このような状況を鑑みて、FIP上限価格を基準にした物価変動分を事業者に支給する形にしてはどうか？</p> <p>例：上限価格18円/kwhにおいてゼロプレミアム入札を行い、物価変動率+20%の場合 → 3.6円/kwh(=18円/kwh*20%)をFIPプレミアムとして事業者へ支給。</p>	公募の公平性や国民負担への中立性を確保する観点から、価格調整スキームについては、当該措置適用後の将来の物価変動のみを基準価格/調達価格に反映することとします。
45	7	価格点	<p>準プレミアム水準への配点については「資金・収支計画」のトップランナーと優れているの点差によって挽回可能な範囲内（合同会議の事務局案通りの配点であれば6.5点(=14点-7.5点)以内)とし、例えば114点と設定して頂きたいです。</p> <p>【理由】</p> <p>準ゼロプレミアム水準について合同会議において14円/kWh、104点という事務局案が示されていましたが、この案では以下の理由より引き続き過度な価格競争が継続される懸念があると考え、上記の意見を提出しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「資金・収支計画」の配点14点よりも、ゼロプレミアム水準・準プレミアム水準との点差16点の方が大きいこと、 	<p>準ゼロプレミアム水準の価格点は、本指針案P.7に「国民負担の抑制、適正な競争環境の確保及び洋上風力発電に係る電源投資の確実な完遂の観点を踏まえて設定する」と記載しているとおり、公募の度に公募占用指針に記載します。</p> <p>なお、第30回合同会議の資料1「洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための制度のあり方について」P.47に記載しているとおり、ゼロプレミアム水準で入札した事業者との競争が生じる環境を作るため、第2ラウンドにおける選定事業者と次点事業者の事業実現性評価点（120点満点への補正前）の点差の平均値である約16点に基づき、120点から16点を引いた104点とすることを想定しています。</p>

46	7	価格点	<p>供給価格上限の評価点については、ラウンド2の応募者12社中11社の評価の大半がミドルランナー以上（50%以上の得点）だったことも踏まえ、0点ではなく60点で設定頂きたいです。</p> <p>【理由】 準ゼロプレミアム水準について合同会議において14円/kWh、104点という事務局案が示されていましたが、この案では以下の理由より引き続き過度な価格競争が継続される懸念があると考え、上記の意見を提出しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準プレミアム水準（104点）～供給価格上限（0点）にかけての直線の傾きが大きすぎる 	<p>供給上限額における価格点は、国民負担の抑制、適正な競争環境の確保及び洋上風力発電に係る電源投資の確実な完遂の観点を踏まえて設定し、公募占用指針に記載します。なお、本指針案P7に記載しているとおり、「供給価格の評価と事業実現性に関する要素の評価の配点は、当面は、1：1とする」としており、このため、価格評価点の最低点は、事業性評価点と同様に0点として設定することを想定しています。</p>
47	7	価格点	<p>R2以降、事実上ゼロプレミアム水準入札でないでと落札できず、プレミアムを享受できないプロジェクトが多数ある中、R4以降適用される準プレミアム水準は課題解決に即したものである一方、過去ラウンドのC-PPAが締結完了できていない現状においては、オフテイカーがR4以降の低リスクの電力売買にシフトし、過去ラウンドのC-PPAに大きな影響が出る可能性が非常に高いと考えます。その場合、多くのプロジェクトの運転開始日が遅れるリスクを排除すべく、過去ラウンドにおいてゼロプレミアム水準入札を行った事業は準プレミアム水準に自動移行するように変更すべきと思料いたします。</p>	<p>非選定事業者との間の公平性の観点から、過去の公募の選定事業者に対する御指摘のような措置は認められません。</p>
48	7	事業性評価点	<p>「供給価格の評価と事業実現性に関する要素の評価の配点は、当面は、1：1とすることとし」とあるが、事業実現性の評価点は前回ラウンド同様、最も高い点をとった事業者の点が120点となる形で換算していただきたい。</p> <p>【理由】 仮に準ゼロプレミアム水準の10円/kWhで入札した場合、ゼロプレミアム水準の3円/kWhで入札した事業者と16点がつき、これを事業実現性評価で挽回することは極めて難しいが、せめて前回ラウンドの方法を踏襲すべきである。</p>	<p>第30回合同会議の資料1「洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための制度のあり方について」P47に記載しているとおり、「今回の見直しにより、価格評価点が120点満点の絶対評価となることから、最高点を得た者を120点に補正することは行わない。このため、事業実現性評価点についても、最高点を得た者を120点に補正することは行わない」としています。</p>
49	7	事業性評価点	<p>定性点について、最高評価点に基づく調整を行わないため、これまでの評価結果によると、定性点の評価点は数十点になる（100点に満たない）。一方、定量点は、準プレミアム水準に誘導されて、104～120点に集約される。したがって、定性点のウエイトが相対的に低くなる。その是正策をお示しいただきたい。</p>	<p>本指針案P7に記載しているとおり、「供給価格の評価と事業実現性に関する要素の評価の配点は、当面は、1：1とする」としており、価格評価点、事業実現性評価点ともに0～120点の絶対評価としています。</p>
50	7	価格点	<p>準ゼロプレミアム水準の14円/kWhの設定根拠の妥当性について伺いたい。「過去3年間の風力発電プロファイル市場価格（全国値）の平均値」とのことであるが、これは陸上風力のデータである。洋上風力発電の価格点評価における重要な金額の設定には相応しくない。</p>	<p>風力発電プロファイル市場価格（全国値）には洋上風力発電のデータも含んでいます。</p>
51	7	価格点	<p>準ゼロプレミアム水準の14円/kWhの設定根拠の妥当性について伺いたい。「過去3年間の風力発電プロファイル市場価格（全国値）の平均値」とのことであるが、これは陸上風力のデータである。仮にそれしか参照できるデータがないとして、例えば直近3年間にCODを迎えたものに絞るなど、これから公募する洋上案件で参照するデータとして相応しい理由をもっと追究すべきではないか。</p>	
52	7	価格点	<p>●価格評価点について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準ゼロプレミアム水準の検討にあたり、「過去3年間の風力発電プロファイル市場価格（全国値）の平均値」を使用しているが、これは洋上風力のデータではないので参考にならない。かつ、過去3年間で急激なインフレが進んでいるため3年平均を使うのも理にかなっていない。 ・国として、直近の洋上風力発電のLCOE、発電コストを把握して、価格評価点の基準を再設計する必要があるのではないか。また、それができない場合、例えば、陸上風力のデータに、洋上風力発電に必要な費用項目、例えば、海底ケーブル敷設費、基礎費用（調達から施工まで）、洋上O&M費などを組み込んだ額にすべきではないか。 ・なお、その際、過去に決めた上限価格（19円/kWh：モノパイル、29円/kWh：ジャケット）も上記同様の方法で見直すべきである。 	
53	7	価格点	<p>総合資源エネルギー調査会 発電コスト検証ワーキンググループ（第5回会合） 「資料1 システム統合の一部を考慮した電源別コストの試算」の8ページにおいて、電源別限界コスト（LCOE）の試算結果が示されているが、着床式洋上風力のLCOEについて18.9～23.9円/kWhと報告されている。これを踏まえても、現状の価格評価点の基準になっているゼロプレミアム水準、準ゼロプレミアム水準、上限価格の値はあまりにも低すぎるのではないか。各数値の設定根拠や使用したNEDOモデルなどについてその有効性をいま一度検証されたい。</p>	<p>No.14の回答を御覧ください。</p>
54	7	価格点	<p>準ゼロプレミアム水準は、直近における卸電力取引市場の水準を参照して設定するとあるが、直近とはいつのことを言っているのかを具体的にその根拠とともに示してほしい。ゼロプレミアム水準は公募事業ごとに変える予定があるのか、または同じラウンドは同一の準プレミアム設定を用いるのかのお考えもお示しいただきたい。</p>	<p>第30回合同会議の資料1「洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための制度のあり方について」P47に記載しているとおり、「直近」とは、公募を実施する年度から過去3年間を想定しています。</p> <p>ゼロプレミアム水準は、本指針案P7に記載しているとおり、「FIP制度の適用を前提に市場価格を十分に下回る価格水準」として、調達価格等算定委員会の意見を尊重して設定し、公募の度に公募占用指針に記載します。準プレミアム水準については、P7に「国民負担の抑制、適正な競争環境の確保及び洋上風力発電に係る電源投資の確実な完遂の観点を踏まえて設定する」と記載しているとおり、公募の度に公募占用指針に記載します。</p>

55	7	価格点	<p>・R2およびR3においては、制度としても結果としても、ゼロプレミアム水準でなければ実質的に落札できず、更に物価変動リスクもあるFIP価格での入札ルールであった。他方、R4以降においては、準プレミアム水準での落札が実質的に可能となり、また、物価変動リスクの太宗を負担しない入札制度になるため、R2およびR3案件でのオフテーカーによる電気の買い控えが起き、結果としてラウンド間での不公平さが生じる制度変更となる。従い、ゼロプレミアム水準で落札した事業においては、そのプレミアムを準プレミアム水準に引き上げを行い、ラウンド間での不公平さを解消する制度とするのが良いのではないか。</p>	No.47の回答を御覧ください。
56	7	価格点	<p>準ゼロプレミアムの導入、価格点の算出方法の変更（供給価格と価格点からなる座標平面上で、ゼロプレミアム水準と準ゼロプレミアム水準、準プレミアム水準と供給価格上限額をそれぞれ直線で結んで得られる関数に従って与えることとする）について</p> <p>準ゼロプレミアム水準の価格設定にあたりましては、近年の卸電力取引市場価格のボラティリティが大きいことを踏まえ、当該海域が立地するエリアの複数年にわたる平均価格を採用するなど、極力特殊性を排除した金額となるような配慮が必要と考えます。</p>	<p>準ゼロプレミアム水準は、本指針案P.7に「平均的な市場価格を前提とした場合にプレミアム収入が発生しないこととなる基準価格の水準（以下「準ゼロプレミアム水準」という。）を設定」と記載しているとおり、公募の度に公募占用指針に記載します。</p> <p>なお、設定の際は、第30回合同会議の資料1「洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための制度のあり方について」P.47に記載しているとおり、公募前の過去3年間の風力発電プロファイル市場価格（全国値）の平均値とすることを想定しています。</p>
57	7	価格点	<p>国が示す価格調整スキームであると昨今の激変する物価上昇への対応には不十分であるものと推察されます。</p> <p>現在、弊社は2Rにて選定された洋上風力発電事業者とのオフテイク協議をおこなっておりますが、入札前に提示されているCPPA単価は他再エネ電源に比べてはるかに高くなっております。そうした状況下で、4R以降の案件のみ物価上昇分の補正・補填が実施されるとなると、3R以前の案件は4R以降の案件に比べて相当高価なCPPA単価となり、オフテイクとしては経済性等の観点により、3R以前の選定事業者とのCPPA締結は難しくなります。</p> <p>さらに、3R以前の案件において、ゼロプレミアムで落札した事業者の基準価格を準プレミアムに見直すこと、プレミアム有で落札した事業者の基準価格を物価上昇相当分引き上げることも併せて実施いただくことで、ラウンド間の不公平さを軽減するとともに、オフテイク、事業者ともに安心してCPPAを結ぶことができ、結果として、市場の活性化にも寄与できるものと考えます。</p> <p>3R以前の案件の確実な完遂のためにも、上記2点を3R以前の案件へ適用していただくことを希望いたします。</p> <p>また、今後のグリーン電力の主力となる洋上風力発電事業およびグリーン電力市場を育てるためにも発電事業者およびオフテイクの双方が、メリットを享受できる事業の枠組みが必要と考え、例えばゼロプレミアムおよび準ゼロプレミアムで選定された発電事業者のグリーン電力には、再エネ賦課金を減免するなどの検討もお願いいたします。</p>	No.47の回答を御覧ください。
58	7	価格点	<p>当社は「2030年までに自社CO2排出量を実質ゼロにする」を目標に掲げ再エネ導入を進めています。太陽光、陸上風力は既に導入し、今後洋上風力にも大いに関心を寄せています。但し、ラウンド3までの様子を見る限り、発電事業者がゼロプレミアムで落札した電力は需要家である当社にとって極めて高価と言わざるを得ず、経済合理性を考慮すると全く購買意欲の湧かない電力となってしまっています。</p> <p>今回の改訂案に盛り込まれている準ゼロプレミアムが設定された場合、発電事業者から需要家への売電価格にどの程度の影響があるのかは容易に想像することが出来ませんが、一般需要家が買える電力となることを期待します。</p> <p>また、この改訂がラウンド4以降に限らず過去案件にも適用されることを希望します。上述の通り当社目標は2030年に設定しており、それ以前の運開が見込まれる案件が価格競争力を持つことが重要であるためです。</p>	
59	7	価格点	<p>「※ 準ゼロプレミアム水準及び供給上限額における価格点は、国民負担の抑制、適正な競争環境の確保及び洋上風力発電に係る電源投資の確実な完遂の観点を踏まえて設定することとする。」とあるが今回準プレミアム水準を設けた背景については事業者に洋上風力発電に係る国内サプライヤーの育成や採用などへの投資を促すことも意図しているという理解で良いか？</p> <p>【理由】</p> <p>準ゼロプレミアム水準を設定し価格範囲に巾を持たせているのは、事業者に洋上風力発電に係る国内サプライヤーの育成や採用などへの投資環境も整備するという意図もあると考えているが、合同会議で議論・公表されていた内容に加えて上記の意図も含まれているのか明確に把握しておきたい。</p>	<p>第30回合同会議の資料1「洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための制度のあり方について」P.45に記載しているとおり、今般の価格評価点のあり方の見直しの主な目的は、洋上風力発電への電源投資を確実に完遂させる観点からは、現行のゼロプレミアム水準より高い供給価格であっても、一定程度安価な入札であれば国民負担の抑制効果が生じ得るという点を踏まえ、収入・費用の変動といった環境変化に対しても強靱な事業組成が促されるような価格評価点とすることです。</p>
60	7	価格点	<p>準ゼロプレミアム水準を「プレミアム収入が発生しないこととなる基準価格の水準」として定めるのであれば、120点を付する前提とすべき。国民負担軽減の目標は準ゼロプレミアム水準以下の価格であれば達せられるものであり、それより低い価格で点数差を設けることは、不要な低価格競争、著しい採算性悪化を招き、「大規模かつ長期間にわたる洋上浮力発電に係る電源投資を確実に完遂することが可能かという観点からも公募占用計画を評価する」ことに反する。</p>	<p>準ゼロプレミアム水準以下の基準価格であってもプレミアム収入が生じる可能性はあることから、基準価格が低いほど価格評価点が高くなる仕組みとしています。</p>

61	7	価格点	供給価格上限額をゼロ点とし、準ゼロプレミアム水準以上の価格点を、これらの点を直線で結ぶ関数で得られる価格とするのではなく、事業の適正価格には相応の価格点を付す制度とすべき。 供給価格上限額は本運用指針ではなく調達価格等算定委員会にて定められているが、当該価格は事業を適正に実施できる価格をベースに算出されている。この方針を踏まえるのであれば、上限価格をゼロ点とすることは、事業を適正に実施する価格であっても評価されないということに等しい。事業の適正価格をゼロ点とし、事業を行うには現実的ではないゼロプレミアム水準の価格を満点とすることは、不要な低価格競争、著しい採算性悪化を招き、「大規模かつ長期間にわたる洋上浮力発電に係る電源投資を確実に完遂することが可能かという観点からも公募占用計画を評価する」ことに反する。	No.46の回答を御覧ください。
62	7	価格点	「※ 準ゼロプレミアム水準及び供給上限額における価格点は、国民負担の抑制、適正な競争環境の確保及び洋上風力発電に係る電源投資の確実な完遂の観点を踏まえて設定することとする。」の部分において、「日本における洋上風力発電事業の実態を勘案すること」を明記すべき。日本においては洋上風力発電事業はまだ途上であり、欧州等に比べサプライチェーンが十分に整っていない。世界的なインフレにより風車等主要部品の調達価格や建設コストは上昇しており、主要部品の調達を欧州メーカーに頼らざるを得ない中、今後公募に係る海域での事業では、過去の公募事業よりもコスト増になることが容易に想定される。これまで、供給上限額等は前年同または減少することが前提となっているが、上記に鑑み増額についても確実に検討できるよう、「洋上風力発電事業の実態」を踏まえて設定することとすべきである。	No.14の回答を御覧ください。
63	7	価格調整スキーム	第1～3Rへの物価変動条項の適用範囲は、公募占用計画変更申請日の属する月の直前の1年間の物価水準が起算点になり、将来の物価変動が物価変動条項の適用範囲になるが、電源投資を確実に完遂させる観点から、調達価格等算定委員会でも論じられている過去約40%の物価変動が確認されている中で、過去案件の完遂を懸念する状況下、過去案件についても、第4R以降の入札ルールと同様に、各公募開始日の属する月の直前1年間における物価水準を起算点とすべきではないか。	No.7の回答を御覧ください。
64	7	価格点	第4R以降においては、準ゼロプレミアム水準の新設および価格調整スキームにより物価変動リスクを制度面で一部負担することになるが、第2Rおよび3Rにおいては、ゼロプレミアム水準の選定事業者が太宗を占めており、物価変動リスクもあるFIP価格での入札ルールであったことから、第2Rおよび3Rへの当該措置の適用がなされない場合、当該案件の物価変動分をオフテイカーが負担することに繋がり、結果として第2Rおよび3R案件の電気の買い控えが懸念される。そのため、「ゼロプレミアム水準で落札された事業においては準ゼロプレミアム水準に引き上げを行う」、「プレミアム有りで落札された事業においては物価変動比率相当分のFIP基準価格を引き上げる」等、ラウンド間での不公平が生じないよう検討いただきたい。	No.47の回答を御覧ください。
65	7	価格点	ゼロプレミアム水準と準ゼロプレミアム水準の価格点差について、設定に関する一定の基準等お考えがあれば聞かせてほしい。（どの程度の点数差にするか等）	No.45の回答を御覧ください。
66	7	価格点	準ゼロプレミアム水準の価格設定において、「直近」とはどのレンジを示すのでしょうか？洋上風力促進ワーキンググループでは直近3年間という形で議論されていたと認識しておりますが、3年は確定という理解で良いのか、ご教示いただくと幸いです。	「直近」とは、公募を実施する年度から過去3年間を想定していますが、必要に応じて見直しを行う場合があります。
67	7	価格点	「供給上限額における価格点は、国民負担の抑制、適正な競争環境の確保及び～設定することとする。」と記載がありますが、次ページのグラフをみると、ゼロ点と読み取れますが、適宜設定されるという理解で問題ないでしょうか？	No.46の回答を御覧ください。
68	7	価格点	供給上限額における価格点がゼロ点の場合、供給上限額で入札した事業者は失格にはならないという理解で問題ないでしょうか？	御理解のとおりです。
69	7	価格調整スキーム	洋上風力促進ワーキンググループにおいて、収入・費用の変動リスク提言を目的として価格調整スキームの導入が議論されていましたが、本占用公募指針には価格調整スキームに関する記載はありません。価格調整スキームは導入されるのでしょうか？また、導入される場合は本指針とは別で定められるという理解でよいのでしょうか？	第30回合同会議の資料1「洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための制度のあり方について」P.3に記載のとおり、価格調整スキームを含めた今般の見直し後の制度的措置については、「第4ラウンド以降の応札・落札事業者に一律に適用する」とこととなります。価格調整スキームについては、今後お示しする個別の公募占用指針において記載することを想定しています。
70	7	価格点	準ゼロプレミアム水準の設定にあたっては案件固有の条件(風況・地盤条件・海象条件・地元協議会意見等による施工期間の制限等)を考慮し、十分事業採算性が成立しうる水準に設定するようご配慮いただきたい。 【理由】 準ゼロプレミアム水準はR2,3案件で実態としてゼロプレミアム水準以下での入札が必須条件となっていることへの反省を踏まえての導入と理解しているが、プレミアム収入が発生しない水準で設定するのであれば、PPAの収入のみを当てにするという点で事業者の収入に全く寄与せず、無意味。いたずらに価格低減のみを進めることは国内サプライチェーンの育成、地元貢献等に寄与することになるとは思われず(前者はコントラクターへの過剰な価格低減圧力や海外サプライチェーンの起用に、後者は地元貢献に充てるべき予算が確保できない等に繋がる)、事業の実現性評価の形骸化につながるものと懸念されるため。	No.56の回答を御覧ください。

71	7	価格点	<p>今回案で「国民負担を抑制する観点から」が付け加えられていますが、「供給価格の競争入札であること」、「ゼロプレミアム水準、準ゼロプレミアム水準」という市場価格を指標にした供給価格低減プロセスが組み込まれた仕組みにしてなお、「国民負担を抑制する観点から」を付記する必要はないのではないのでしょうか。</p> <p>供給価格の競争原理を入れることで既に国民負担の抑制にも合致するとは思いますが、それでもなお目的を達することができない場合は国民負担の増加に訴えてでも補う他ないと考えます。</p> <p>ゆえに、ここで殊更に「国民負担を抑制する」ことを掲げる必要はないと考えます。</p>	<p>今般の制度検討においては、国民負担に中立的な形で、事業実施の確実性を高めるための規律強化・環境整備を進めることを基本的な考え方としており、国民負担の抑制を大前提としているため、本指針案P.7において「国民負担を抑制する観点から」と記載しています。</p>
72	7	価格点	<p>準ゼロプレミアムの価格点は毎回設定しなおされるという理解でよいでしょうか。</p>	<p>準ゼロプレミアム水準の価格点は、本指針案P.7に「国民負担の抑制、適正な競争環境の確保及び洋上風力発電に係る電源投資の確実な完遂の観点を踏まえて設定する」と記載しているとおり、公募の度に公募占用指針に記載します。</p>
73	7	価格点	<p>価格点は、供給価格と価格点からなる座標平面上で、準ゼロプレミアム水準と供給価格上限額直線で結んで得られる関数に従って与えることとする。となっているが、足元のコスト上昇を反映し上限価格が30円を超える高い価格に設定されることがない限り、わずかな価格差で、評価点の差が大きくなるいびつな評価の形になってしまう。その結果、ジャケット式のプロジェクトの場合には、1円の価格差が致命的になるため、非現実的な準ゼロプレミアム水準で応札する事業者に引っ張られ、無謀な価格を提示せざるを得なくなる可能性が高い。無謀な価格競争を阻止し、事業の完遂を確実にしていくため、準ゼロプレミアム価格から上限価格を結ぶ直線はなだらかな形になるように改めるべき。</p> <p>【理由】 無謀な価格での応札を避けて、健全な価格供促を促すため</p>	<p>No.45とNo.46の回答を御覧ください。</p>
74	7	価格点	<p>改定案は事業者がゼロプレミアム入札を強いられる可能性が高く、制度設計を見直すべき。特に、準プレミアム水準、及び準プレミアム水準と供給価格上限額を直線で結んだ価格評価は見直しが必要。</p> <p>【理由】</p> <p>改定案は、現行の方式が「1事業者でもゼロプレミアム水準での入札があった場合には、事実上、他の事業者もゼロプレミアム水準で入札しなければ落札できない仕組みとなっている」ため、「プレミアム収入が生じる見込み等を勘案した新たな水準を設定」すること等を検討している（合同会議第29回資料1、p.46参照）が、次の点から上記の課題を解決するものとなっていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準ゼロプレミアム水準は市場価格を参照して設定されるため、プレミアムは発生しないことが想定される価格であり、プレミアム水準とその意味合いは変わらない。したがって、事業者としては準ゼロプレミアム水準に入札する理由は乏しく、最高点を得るためプレミアム水準での入札を志向せざるをえない状況は変わらない。 ・準プレミアム水準から供給上限価格を結ぶ直線で価格評価点を算定する場合、供給上限価格が準プレミアム水準との価格差が小さいと点数低下が急峻となり、準プレミアム水準からの価格差がわずかでも大きな価格点差が生じ、事業実現性評価での挽回が困難となる。結果、事業者はプレミアムが生じない価格での入札を強いられる。 <p>準ゼロプレミアム水準である14円/kWhの設定にも問題がある。審議会では、「直近における卸電力取引市場価格の水準を参照する観点から過去3年間の風力発電プロファイル市場価格（全国値）の平均値」としつつ、3年間の平均値（14.94円/kWh）を参照せず、「国民負担をより抑制していく観点から、14円/kWhと切り下げて設定」しているが、プレミアムが発生しない水準に設定することは上記の問題を助長する。</p> <p>そもそも、調達価格等算定委員会がコスト等の情報をもとに「上限として適切」と評価した供給上限価格をゼロ点と評価するのは妥当ではなく、供給上限価格にも一定の評価点を与える関数とすべき。あるいは、準ゼロプレミアム水準より高い価格の領域内の入札は従来と同様の相対評価とすること（①準プレミアム水準超入札中の最低価格／応募者の入札価格×120点-16点とする案や②準プレミアム水準超入札中の最低価格／応募者の入札価格×104点とする案など）も考えられる。</p> <p>準ゼロプレミアム水準について、安易に1円/kWh切り下げのではなく、むしろ切り上げを考慮するなど「プレミアム収入が生じる見込み等」を十分に勘案した入札行動が可能となる価格に設定すべきである。なお、地域間連系線の制約により各地の電力市場価格は異なっているため、全国平均ではなく連系するエリアの市場価格を参照することも検討されてよい。</p> <p>そもそも、「洋上風力発電への電源投資を確実に完遂させる観点から」、「収入・費用の変動といった環境変化に対しても強靱な事業組成が促されるよう、価格評価点のあり方を見直し」（洋上風力合同会議第29回資料1、p.46）に際しては、価格もさることながら国内サプライチェーンの構築や地域共生など持続可能な発電事業の遂行という観点からの事業者の取組がそれなりの重みを持って評価されるよう、価格評価点と事業実現性評価点の割合の見直しも含めて検討されるべきである。世界的にもコストの上昇等により事業の完遂が難しい例がみられる中、洋上風力黎明期の日本の入札で、市場が十分形成されていないコーポレートPPAに頼るビジネスモデルを求めることは、世界における日本市場の魅力が大きく減殺し、事業者の参入意欲をそぎ、競争的な市場の形成に逆効果である。そのような中では、FiP制度の下で事業者が適切なプレミアム収入を得ながら事業を実施できる環境を整えつつ、市場価格が落札価格を上回った場合にはその収入分を返還することで再エネ賦課金を抑制する制度の導入も検討すべきである。このような制度は事業者にとって収入の予見可能性が向上し、事業環境の改善に資する。</p>	

75	7	価格点	FIP制度が適用された第2および第3ラウンドでは多くの事業者がゼロプレミアム水準で入札しています。これは個別に売電契約を締結することを前提としており、これまでに応札者が提示した入札図書により、個別の売電契約の価格がどの程度にならないと事業性が確保できないか、熟知していると考えます。そのような中、2024年11月12日の第29回合同会議P49で例示されるような14円/kWhを「準ゼロプレミアム水準」を設定したところで、今後のラウンドにおいても結局は個別の売電契約に依拠するしかなくゼロプレミアム水準で入札することが想定され、「準ゼロプレミアム水準」は機能しないのではないのでしょうか。供給価格の評価は、既に10海域の事業者選定が行われていますので、国のほうでそれらを十分に分析して実態を把握した上で供給価格の評価方法を再検討すべきと考えます。	No.45の回答を御覧ください。
76	7	価格点	提案のような評価点の設定では、準ゼロプレミアム水準で落札した場合には、FIPのプレミアムは1-2円程度しか期待できず事業上のメリットは限定的であり、準ゼロプレミアム水準を上回る価格で応札した場合には、大きく評価点が下がり定性点での挽回が困難となる設定となっている。こうした設定は、適切なコストを反映した応札価格を促すべきとの合同会議の論調であったが、目的に沿う変更になっていないものと思料。	
77	7	価格点	電源投資を確実に完遂させるという、当初目的に照らして、政策誘導が弱いと考える。 そのため、入札段階で、より定性を重視し、確実性を評価する仕組みの導入することが必要と考える。R2で選定事業者と次点事業者の定性点の最大差は30点であったことを踏まえると、定性評価で挽回できるのは最大30点程度と想定されることから、定量では30点しか差がつかない仕組みが望ましい。例えば、定量30点満点、定性120点満点にすることが考えられる。	No.49の回答を御覧ください。
78	7	価格調整スキーム	落札後のマクロ経済による事業への影響の軽減を直接的に緩和する仕組みが必要と考える。入札時からのCAPEXの上昇分に相当するkWhあたり価格分だけ基準価格が上昇する仕組みを導入することが必要と考える。	洋上風力発電の事業費の大半を資本費が占めることから、資材価格等の変動が事業撤退リスクに直結し得ることを踏まえ、価格調整スキームにおいては、資本費部分に相当する基準価格の7/10に、物価変動率を連動させることとしています。
79	7	価格点	供給価格の評価と事業実現性に関する要素の評価の配点は、当面は、1:1とするという前提がのため、上限価格の評価点をゼロ点と設定しているが、過去の入札でも、価格点以外の事業実現性の評価点では、最も低い評価点の事業者でも120点中、60点程度は得点しており、ゼロ点とはなっていない。直近のインフレを十分に加味せずに設定される上限価格での応札が極めて難しい状況であることは、2、3ラウンドの状況を見ても明らかであるにもかかわらず、上限価格での価格評価点をゼロ点に設定することは、無理な価格競争を強いることとなり、事業の完遂を困難にする。供給価格の評価と事業実現性の評価のバランスを取るためにも、上限価格での応札は、ミドルランナーとみなし60点とすべきではないか。 【理由】 事業の完遂を実現するため、無理な価格競争を阻止するため	No.46の回答を御覧ください。
80	8	事業性評価点	「事業計画の迅速性評価については今後エネルギーミックス等のエネルギー政策の目標等の状況変化も踏まえつつ、必要に応じて評価の考え方は適宜見直しを検討する。」とある。第53回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会／電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会 系統ワーキンググループ(2024年12月2日開催)において、再エネ出力制御長期見通し等において、北海道エリアにおいて事業が成立しないレベルの高い出力制御率が見込まれることが報告されている。解決策の1つである北海道-本州海底直流送電については現実的に10年程度の工期が必要と思慮する。このような高い出力制御率が見込まれる中で運転開始時期を早めたとしても効率的に設備を利用できない問題が生じる。迅速性評価における運転開始時期の設定においては、港湾のみならず系統制約など当該エリア固有の事情も考慮される設計としていただきたい。 優先給電ルールの見直しで、FIP電源の出力制御率が低くなることが想定されるが、出力制御率の高い地域はFIPへの切り替えが殺到し、FIP電源も高い出力制御率となることがあり得るため、事業性の予見が困難です。	迅速性の段階評価については、第30回合同会議の資料1「洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための制度のあり方について」P.12～14に記載のとおり、選定事業者が迅速性を確保しつつ、確実に事業を実施できるよう、諸外国（ドイツ）及び第2ラウンド公募の全参加者の運転開始までの平均期間である約6年を基準日として、そこから更なる事業者の創意工夫（6ヶ月）を考慮した期間である5年6ヶ月を満点（20点）とし、事業者が無理な事業計画を策定しないよう半年ごとに2点ずつ減点とする、階段幅の短い緩やかな階段形状とすることを各海域共通の方針とすることとしています。運転開始時期に応じた具体的な評価点は、公募占用指針においてお示しします。 ただし、海域固有の事情等により運転開始まで10年以上かかることが自明である場合など、上記の方針の中で評価できないことが明らかである場合には、迅速性評価の考え方を必要に応じて見直すこととしています。
81	8	事業性評価点	「公募事業」から「当該公募事業」への改訂は、範囲を限定することを目的とされていると推察いたしますが、どのような公募事業が「当該」にあたるのか明示又は例示いただきたい。	公募事業一般ではなく、各促進区域における個別の公募事業を指す趣旨で追記しています。
82	8	事業性評価点	【事業実現性に関する評価項目（例）】中項目における「事業計画の履行面に示された風車等の配置」、「電力安定供給に示された風車部品等」の「等」の範囲は、用語の定義に示された発電設備の事か。	御理解のとおりです。
83	8	その他	水深が深く、地盤が岩盤で、特に区域内で岩質が変化するエリアでは、公募時点で確度の高い建設計画を算定することは困難である。そのため、ある程度のリスクを考慮して事業計画、事業費の積み上げを行うため、必然的にコストは上がる。一方で、公募計画を評価する委員は、建設計画に関する専門家(海洋構造物)の以外（財務・ファイナンス、地域、法務）が多く、複数の公募計画について技術検討および建設に関するリスクの比較評価が十分にできずに事業者が選定されている。技術検討が深く、リスクを考慮するがゆえに、建設費は高くなるが、実現性としては上がる点を、適切に評価点として評価ができる仕組み、委員間の配点の調整をお願いしたい。	頂いた御意見も参考にして、今後公募占用指針の内容を検討してまいります。

84	8	事業性評価点	<p>「迅速性」については先行ラウンドなどを含め応募者以外の事業進捗影響を受けやすい環境にあると考えています。</p> <p>「事業計画の迅速性評価については今後エネルギーミックス等のエネルギー政策の目標等の状況変化や先行事業等の応募者以外の事象により影響を受ける可能性が見える場合はその進捗状況も踏まえつつ、必要に応じて評価の考え方は適宜見直しを検討する。」などとしてはどうでしょうか。</p> <p>「迅速性」は目指していくが、それを突き詰めても応募者の努力では達成できない要件が生じたり、実現が極めて難しい計画内容を目指すことで合理的ではない計画に陥る可能性があります。また評価者にとっても評価することが難しい内容とも思われます。</p>	<p>「事業計画の迅速性評価については今後エネルギーミックス等のエネルギー政策の目標等」と記載しているとおおり、「目標等」の「等」には、洋上風力政策を取り巻くさまざまな要素が含まれます。このため、特定の事象を追記するのではなく、現行案のとおりとさせていただきます。</p>
85	9	事業性評価点	<p>「以下を原則として公募占用指針に定める」とあり、「原則」に当てはまらない場合があると推測されていると推察いたします。「原則」に当てはまらない場合をどの様に想定されているのか例示していただきたい。</p>	<p>公募占用計画の評価基準は、公募占用指針において具体的にお示しします。</p>
86	9	事業性評価点	<p>電力安定供給の評価方法「風車部品等の安定供給や故障時の早期復旧に資するようなハード・ソフトに係るサプライチェーンの強靱性を評価」について今回風車部品等が取上げて追記された背景については、運転開始後の、メンテ体制等ソフト面の工夫による、風車故障時の早期復旧のみでなく、風車部品の国内メーカーの採用のようなハード面も安定供給に大きく貢献すると評価されると理解して良いか？</p> <p>【理由】</p> <p>電力安定供給の評価方法に風車車部品等が追加された背景は、運転開始後の風車故障時の早期復旧による安定供給に資する取り組みのみでなく、国内製造等を含めた風車部品の安定供給に資する組みの強靱性も評価されるものと考えているが、理解が合っているか明確にしておきたい。</p>	<p>御指摘の追記は、電力安定供給に係る評価対象の明確化を目的としており、風車部品等のハード面のサプライチェーンの強靱化は電力安定供給に資するものと認識しています。</p>
87	9	事業性評価点	<p>強靱な国内サプライチェーンの形成を促進する為には、一過性ではなく継続性が重要であることから、それまでのラウンドで実際に国内サプライヤーの採用実績があることは、単に計画したり、協議を開始していることよりも高く評価されると考えてよいのか。</p> <p>また、国内のみならず海外展開にも取り組んでいる既存の国内サプライヤーをサプライチェーンに入れている場合などは、より安定的に多くの売り上げが見込まれることから、経済波及効果の面で、国内プロジェクト向けに限った国内サプライヤーの採用の提案よりも相対的に高く評価されると考えてよいのか？</p> <p>【理由】</p> <p>国内経済波及効果の評価の基本的な考え方は、一般海域における占用公募制度の運用指針に記載がないが、過去の各の各地域の公募占用指針に、長期的な観点から国内経済の発展に資するものをトップランナーと評価されている。この際に評価されるものが見込みや提案であるが、実績がより高く評価されるべき。</p> <p>又、電力の安定供給でも同様。</p>	<p>サプライチェーンの強靱性の評価においては、過去の国内サプライヤーの採用実績や海外展開の取組等も含め、公募占用計画の該当部分を総合的に評価することとしています。</p>
88	9	事業性評価点	<p>「電力安定供給」と「運転開始以降の事業計画」は本質的には安定的に洋上風力電源を共有するための設備・方法・体制・サプライチェーンをどう構築するかという項目であるため、一体の別紙にすべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>OM人材育成（事業実施能力）とソフトサプライチェーン（電力の安定供給）の内容が重複しているため。</p>	<p>今後の見直しの際の参考とさせていただきます。</p>
89	10	事業性評価点	<p>開発実績の評価について</p> <p>「事業実施実績」「関係行政機関の長等との調整実績」の評価を高めるべく、配点を見直して頂きたい。</p> <p><理由>英国等海外の多くの洋上風力入札では、事業の確実な実施可否を判断する観点で、過去の事業実施実績やその海域における調整実績が最も重要な評価項目の一つとして含まれている。</p>	<p>今後の見直しの際の参考とさせていただきます。</p>
90	10	事業性評価点	<p>評価区分「トップランナー」、「優れている」及び「良好」において、それぞれ、公募占用指針で示すリスクシナリオ、独自に行ったリスクの特定・分析・対応が特に優れているといった評価基準が示されており、ラウンド1,2と比べてより事業者のリスク対応力が求められていると理解した。この基準の改訂について下記2点をコメントしたい。</p> <p>1.そもそも、洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるため、国の立場・役割として、導入目標を守りながら、なるべくリスクの少ない事業環境を創出すべきだと考えている。</p> <p>例えば、過度な迅速性を求めず、基地港湾の利用可能期間等を国が事前に調査・把握できる前提条件を、海域によってきちんと整理した上で合理的な迅速性基準を定めると、事業者が迅速性を追求するために生じたリスク（例：フローターのない工程設計、冬期施工等）も大幅に低減できると考えている。</p> <p>現行制度では、事業者が点数を取るためにリスクの高い提案をせざるを得ず、リスクの低い合理的な事業計画よりも高い点数を取りうることに違和感を覚える。</p>	<p>No.80の回答を御覧ください。</p>

91	10	事業性評価点	事業実施体制・実績が6点、運転開始以降の事業計画が4点はあまりに低すぎる。事実上点差をつけにくくした早期運開が20点のままなどバランスを著しく欠いているように見受けられる。事業実施体制や運転開始後の体制は事業の確実な実施を確保するための評価であり、それよりも早期運転開始を重視する合理的理由を説明していただきたい。審議会等において強調されているリスクシナリオ分析もリスクに対応する事業実施体制が伴わなければ意味がないので、より重視されるべきと史料。	第30回合同会議の資料1「洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための制度のあり方について」P16に記載のとおり、特に顕在化しているリスク要因について、事業者により効果的なリスク対応を実施してもらう観点から、対応するリスクシナリオへの効果的な対策を特に高く評価する仕組みとするとともに、これらに対応する項目である「資金・収支計画」及び「運転開始までの事業計画」の配点を大きくしています。
92	10	港湾	「当該促進区域と一体に利用できる港湾の利用可能期間等を踏まえ」との記述が削除されているのは、今後は当該促進区域と一体に利用できる港湾は、事業者選定後速やかに利用が可能となるよう調整されていくとの認識で良いか？ また、当該促進区域と一体に利用できる港湾の利用開始可能時期が、事業の工程に影響を及ぼす場合においては、迅速性の基準を海域毎に設定してほしい。 【理由】 事業の工程を策定する際に、当該区域と一体に利用できる港湾の利用可能期間は、工程策定の重要項目の一つであるため。	「当該促進区域と一体的に利用できる港湾の利用可能期間等を踏まえ」の記載の削除は、第2ラウンド公募では、基地港湾を含む複数の港湾を利用する計画が提出されるなど、早期の運転開始に向けて今後の多様な事業計画の提出が見込まれることから、最速の運転開始時期を港湾の利用期間に依存しない各海域統一の考え方を設定したため削除したもので、今後当該促進区域と一体的に利用できる港湾を事業者選定後速やかに利用が可能となるよう調整するという意味ではありません。 また、促進区域と一体的に利用できる港湾についてはこれまでと同様に事業の工程に影響を及ぼさないように利用可能期間等の情報を示します。
93	10	事業性評価点	継承される系統が、「系統確保スキーム」が適用される場合ならびに、事業者が確保している系統を活用する場合どちらの場合であっても、迅速性の絶対基準ならびに段階評価は同じ条件となるでしょうか？ 【理由】 系統への連系可能日も事業の迅速性を検討する際に重要な項目となり、またその条件は継承される系統情報に依存するものであり、事業者のみの努力や工夫によって短縮する事が非常に困難であるため、考慮された迅速性の評価期間ならびに段階評価を設定されないと、事業の実現性は下がるため。	第30回合同会議の資料1「洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための制度のあり方について」P13に記載のとおり、迅速性評価の方針を各海域共通のものとするために、20点から0点までの時間幅を一定期間確保し、段階幅の短い緩やかな階段形状とすることとしています。このため、系統確保スキームが適用されるか否かによらず、迅速性評価の方針は共通のものとするを想定しています。
94	10	事業性評価点	早期運開の評価について、事業者選定からCODまでの標準的な期間を6年とするとのことだが、この起点として、各海域の公募において事業者選定の年月日が明記され、かつ、事業者選定の時期が遅れることはないとの理解でよいか。 【理由】 第99回 調達価格等算定委員会 資料1 「大規模な洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための制度のあり方について」（2024年11月、経済産業省） 34～35ページ参照	事業者選定の予定時期は、公募占用指針において具体的にお示しします。
95	10	事業性評価点	迅速性に関する配点はあってよいが、5年6か月を最高点とするのはあまりに早すぎ、かつ20点という配点を維持することも高すぎる。結局最短工程を目指さないといけず、事業者選定前の海底地盤調査や風車メーカーを指定した登録適合性確認機関との協議開始が強いられる。現実的なリスクテイクにならないし事業性も悪化する。エネルギーミックス目標にとらわれず、海域ごとに現実的な導入目標時期を定め、配点を行うことを運用指針に明記してほしい。	No.80の回答を御覧ください。
96	10	事業性評価点	運転開始時期によって評価点に差をつけることが事業者間での過度な競争を生み、スケジュール達成が困難で無謀な提案が横行する温床ともなりかねないことから、運転開始時期が早いか遅いかによって点数に差をつけるのではなく、海域ごとに過去の国内での開発・施工実績に照らして実現可能な標準運転開始期間を公募の際に国が設定し、その期間内の運転開始を提案した事業者については一律に評価(提案できない事業者は失格扱い)することとし、そのうえで、スケジュールの確からしさ、リスク管理の観点で評価に差をつけるようにしてはどうか。	第30回合同会議の資料1「洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための制度のあり方について」P2に記載のとおり、我が国における再エネ主力電源化の実現を確実なものとしていく観点から、引き続き迅速性を重視し、運転開始時期に応じた段階的な評価をすることとしています。
97	10	事業性評価点	今回の改訂案では、“当該促進区域と一体的に利用できる港湾の利用可能期間等を踏まえ想定される”が削除されているが、選定事業者が迅速性を確保しつつ、確実に事業を実施できる限りにおいては、必ずしも、当該促進区域と一体的に利用できる港湾を必ず利用せずとも高く評価されるとの理解でよいか。 【理由】 これまでは”当該促進区域と一体的に利用できる港湾”の利用が必須との位置づけであったと認識しているが、今回の改定案にて”当該促進区域と一体的に利用できる港湾”の位置づけに変更があるのであれば、その位置づけを明確にするべき。	御理解のとおりです。
98	10	事業性評価点	「事業計画の迅速性については、エネルギーミックス等の政策目標と統合的な運転開始時期に関する絶対基準を設定する。その際、選定事業者が迅速性を確保しつつ、確実に事業を実施できるよう考慮した段階評価を、公募占用指針において設定する。」とあるが、一般送配電事業者からの回答により系統接続時期が事業者選定後5年6ヶ月よりも大幅に遅延する場合、絶対基準の設定にどのくらい考慮されるのか。考慮に際し基準があればお示し願う。 【理由】 明確化のため。	No.80の回答を御覧ください。

99	10	事業性評価点	<p>【事業実現性に関する評価の配点】の表</p> <p>洋上風力促進WG資料上、「資金・収支計画」、「運転開始までの事業計画」の項目については、トップランナーのみ配点が大きくなるよう見直す方向の記載となっているが、例えば、「資金・収支計画」の項目について、トップランナー評価の点数（10点→14点）に比例して、優れている評価の点数も7.5点→10.5点のように変更されないのか。</p>	<p>第30回合同会議の資料1「洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための制度のあり方について」P.16～19に記載のとおり、特に顕在化しているリスク要因について、事業者により効果的なリスク対応を実施してもらう観点から、対応するリスクシナリオへの効果的な対策を特に高く評価する仕組みとするために、「トップランナー」のみ配点を大きくすることを想定しています。各評価区分における点数は、公募占用指針において具体的にお示しします。</p>
100	10	事業性評価点	<p>「トップランナー100%、優れている75%、ミドルランナー50%、良好25%」という基準が削除されているが、「トップランナー」は満点として、「優れている」以下の点数はどのように採点を行うことになるのでしょうか。</p> <p>【理由】 現行よりも採点が不明確になり、採点方法を確認したいため。</p>	<p>第30回合同会議の資料1「洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための制度のあり方について」P.16～26に記載のとおり、特に顕在化しているリスク要因に対応する項目として配点を大きくした「資金・収支計画」と「運転開始までの事業計画」については、「優れている」以下の評価は第3ラウンドと同じ点数とし、その他の項目については、ご指摘の該当箇所であるP10に記載している新たな配点に基づきトップランナー100%、優れている75%、ミドルランナー50%、良好25%、最低限必要なレベル0%の点数とすることを想定しています。各評価区分における点数は、公募占用指針において具体的にお示しします。</p>
101	10	事業性評価点	<p>事業計画の迅速性</p> <p>20点満点となる運転開始日の設定にあたり、主要な建設会社へのヒアリングを実施し、十分考慮するような仕組みの導入を考慮いただきたい。</p> <p>【理由】 価格点同様、迅速性の評点は事業者が自ら能動的に獲得点数をコントロール出来る性質があり、事業者・コントラクター共にいたずらに短い工期での建設計画を強いられる構造にある。政策的な再エネ導入目標のみを基準に満点となる運転開始日を設定しては無理な計画により結果として再エネ導入が遅くなるような懸念もあるため(建設に使用できる船舶は限られるため1年の着工のズレが数年の運転開始の遅れにつながる等の懸念あり)公募指針策定段階から現実的に可能なスケジュールを考慮して設定されるべきと考える。</p>	<p>No.80の回答を御覧ください。</p>
102	10	事業性評価点	<p>運転開始以降の事業計画および電力安定供給の配点の見直し(両者を合わせて24点とする等)を考慮いただきたい。</p> <p>【理由】 国内サプライチェーン構築や国内人材育成・地元貢献に大きく寄与するO&M段階を軽視しているかのような誤ったメッセージと受け取られ変えないことを懸念。内容に重複間のある両者を統合する等によりO&Mに関する評価項目も重要であると明確に示すべきと考える。建設することがゴールではなく、20年以上の長きにわたり再生可能エネルギーを供給することが目的の事業であると理解している。</p>	<p>今後の見直しの際の参考とさせていただきます。</p>
103	10	事業性評価点	<p>合同会議では事業者選定後からの運転開始日までの期間は6年を基準としていたが、これはR2事業者が選定前に調査を実施する、冬季施工を前提とする、洋上施工を1年間とする等、大きなリスクを受容して提案しているスケジュールを平均化したものであると認識しております。真に持続的かつ確実な電源開発を目指すのであれば、認証制度なども含めた洋上風力産業が未発達の本国においては、もう少し（6ヶ月～1年程度）余裕のあるスケジュールを基準とするべきでは無いかと考えますので、少なくとも6年を20点とすることが妥当であると考えます。☒</p> <p>【理由】 先行案件の認証でも統一的な規格が明文化されていない事に起因して、事業者の負担増と審査期間の長期化を招いている可能性があることが考えられる。 斯様な状況において、依然として迅速性の基準をR2の計画段階の内容を参照することに対して再検討の余地がないか確認したいため。</p>	<p>No.80の回答を御覧ください。</p>
104	10	事業性評価点	<p>運転開始時期の迅速性を評価の対象として競わせるのではなく、運転開始時期を応募の条件として国が明示することとすべきである。</p> <p>【理由】 洋上風力産業の確立とエネルギー転換加速のために、早期の運転開始は重要であるが、国内サプライチェーンが育成されていない現状では、近隣エリアで複数事業の同時進行が加速されることで、構成部品の供給不足によるコストの上昇が懸念される。運転開始時期の早さ自体を競わせることは適切でない。事業者に見通し性を与え、サプライチェーン構築に向けた投資や産業活動を喚起するため、国がロードマップを策定し、政策目標を達成するために、運転開始年限を切った事業計画を募集すべきである。 さらに、国は、事業者の能力に関わらない外部要因である系統・港湾などについて、事業者のペナルティ要因とならないよう整備を着実に進めるべきである。 国が「事業者選定から6年間での運転開始」を標準として定める以上、国は、これが可能となる許認可手続（技術基準適合性評価や環境影響評価手続等）の整備・迅速化にも取り組むべきである。 （参考）自然エネルギー財団「日本における洋上風力拡大加速に向けた提言」（2022年6月）p.12 https://www.renewable-ei.org/pdfdownload/activities/REI_OSW_tender_recommendations.pdf</p>	<p>No.96の回答を御覧ください。</p>
105	10	事業性評価点	<p>「資金・収支計画」の配点が4点上がり、代わりに「事業実施体制・実績」や「運転開始以降の事業計画」の配点が下がっておりますが、国内操業操業実績が少ない中、操業時の対応策を十分評価できる制度にすべきかと思料いたします。欧州先行プロジェクトにおいても操業中の事故が多々発生していることを踏まえると、先行事例の学びを活かしきれていないように考えられます。「関係行政機関の長等との調整能力」の配点を一定程度削減してはいかがでしょうか。関係行政機関の長との調整能力は事実上不可欠であるためです。</p>	<p>No.23の回答を御覧ください。 なお、本指針案P.9に記載のとおり、確実な事業実施の観点から事業実施能力は重要な要素である一方で、洋上風力発電を実施する上では、地元の理解を得ることが不可欠であるため、事業実施能力と地域との調整、地域経済等への波及効果の配点は2：1とすることをとしています。</p>

106	10	事業性評価点	カポタージュ規制緩和が解決できていない中、国内洋上風力プロジェクトにおいて特殊船不足が惹起されることは明白（各事業者・コントラクターにヒアリングをしてください）であり、船舶調達リスクは事業実現性に強い影響を及ぼすことから、個別のリスクシナリオに船舶手配に係るテーマ追加をお願い申し上げます。建設中・操業運転中、双方において事前に十分な検討が必要なものと史料いたします。	頂いた御意見も参考にして、今後公募占用指針の内容等を検討してまいります。
107	10	事業性評価点	東京大学による国内落雷実績の研究において、高構造物に雷が集中被雷（ホットスポット化）することが指摘されています。国内風車は風技解釈改定など様々な改善が図られていますが、600Cを超える激しい雷が、ブレードを高速移動するレセプターにヒットしないケースが多いことに加え、洋上においては周辺に高構造物がないことから落雷の集中化が予想されます。運転開始後の個別リスクシナリオに落雷対策も追加いただくことを提言申し上げます。	落雷対策については、公募占用指針中の「運転開始以降の事業計画」に係るリスクシナリオの概要において、「（風車設備について、）自然災害や人為的事故、メンテナンス不備等の理由により、不具合や故障が発生するリスク」と記載した上で、当該リスクの対応策として評価することを想定しています。
108	11	事業性評価点	「公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れている」という項目は評価区分「優れている」「トップランナー」の双方に同様の記載があるが、この項目において「特に優れている」と判定される事業者は「優れている」「トップランナー」で同一と理解してよいか。例えば、「優れている」評価の際は「ミドルランナー」の基準を満たす全事業者の計画を相対評価するのに対し、「トップランナー」評価の際は「公募占用指針で示すリスクシナリオ」の対応が「特に優れている」事業者のみをまず選抜き、選抜した事業者間で独自リスクへの対応を相対評価する、という手法をとった場合、独自リスクへの対応が「特に優れている」と判定される事業者が「優れている」と「トップランナー」とで一致しない可能性もあり得る。	本指針案P.10～11に記載しているとおり、「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、①「公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が特に優れていると評価されるもの」と②「公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの」のいずれか一方のみを満たす場合は「優れている」、いずれも満たす場合は「トップランナー」と評価することを基本的な方針としており、この際、①と②はそれぞれ個別に評価を行います。各評価区分の評価基準は、公募占用指針において具体的にお示しします。
109	11	事業性評価点	評価区分「トップランナー」は、「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が特に優れていると評価され、かつ、公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるなど洋上風力発電事業を確実・効率的に実施するために、特に優れた提案がなされているもの。」と定義されている。他方、評価区分「優れている」においても「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、①公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が特に優れていると評価されるもの、②公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもののいずれかを満たすもの。」の定義があり、非常に似通った定義であるため、何をもって「トップランナー」と「優れている」の差をつける方針なのか分かりにくい。 ①「トップランナー」と「優れている」でどのような観点で差をつける方針か、運用指針上により明確に示していただけないか。 ②「トップランナー」の評価対象が「公募占用指針で示すリスクシナリオの特定・分析・対応」及び「独自リスクシナリオの特定・分析・対応」に関してのみであり、（調整力確保施策や人材育成施策など）リスクシナリオ以外の要件を含まない場合において、どのようなケースが「優れている」には該当するが「トップランナー」には該当しないと判断する方針か？	No.108の回答を御覧ください。
110	11	事業性評価点	事業実施能力関係の評価の基本的な考え方、「優れている」の評価について、②独自リスクの特定・軍籍が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されているもの、との記載について。 公募占用指針で示されるリスクシナリオに対しては、「良好」にて具体的かつ有効な対策案が計画され、実現可能性の高い事を確認できる適切な根拠が示されている対応策は評価の対象となっており、そのうえに「特に優れているもの」を「優れている」と評価されるとなっている。一方、独自リスクについては、「特に優れているもの」以外は評価の対象とならないとの認識で相違ないか。 【理由】 独自リスクについても、段階的な評価をされたい。	公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析については、本指針案P.10～11に記載しているとおり、「優れている」及び「トップランナー」の区分において評価の対象とし、特に優れているか否かを評価することを基本的な方針としています。各評価区分の評価基準は、公募占用指針において具体的にお示しします。
111	11	事業性評価点	独自シナリオについては、実現可能性が高い事を確認できる適切な根拠を示す必要は無いとの認識で相違ないか？	公募占用指針で示すリスクシナリオだけでなく、公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に特定・分析を行ったリスクについても、対応策の実現可能性が高いことを確認できる適切な根拠が示されているか否かを踏まえて評価を行います。
112	11	事業性評価点	①指針に定めるリスクシナリオの分析をトップランナー・優れているの基準でも評価することのだが、どういう分析に対してどう評価するのかの具体性が乏しく、入札参加者において適切な準備ができない。指針の解説以外に、具体的な審査基準の公表をお願いしたい。 ②なお、これはリスク分析に限らず言えることで、公募占用指針に記載されている評価基準だけでは事業者選定上の評価・審査はできないのではと感じる。事業者が誤った理解で事業計画を策定しないよう、もし、より具体的な審査基準を政府が持っている場合にはその公開をお願いしたい。また、もし持っていない場合には、詳細な審査ルールの整備をお願いしたい。	本指針案P.22～23に記載のとおり、公募占用計画の評価は、第三者委員会の意見を踏まえて行うこととしているところ、第三者委員会の審議過程を公開することにより率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることや、公募占用計画が企業情報を含むこと等から、第三者委員会における審議に関する情報が行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1項第2号イ及びロ並びに同項第5号の規定に該当する場合にあっては、審議過程を非公開とすることとしています。一方で、第2ラウンド以降は、選定事業者の公表の際に各参加事業者の評価結果の詳細も併せて公表しており、各項目において高い点数を得た事業者が評価されたポイントを記載することにより、どのような計画が高く評価されるかについて一定の情報提供を行うよう努めています。
113	11	事業性評価点	評価の基本的な考え方の表 ・評価の基本的な考え方として、仮に根拠が複数想定される場合において、一部の根拠が記載できていなかった場合の評価は「良好」となるのか教えて頂きたい。	対応策の根拠が複数想定されるか否かによらず、当該対応策の実現可能性が高いことを確認できる適切な根拠が示されていれば「良好」の要件を満たすものと考えますが、最終的には第三者委員会の意見も踏まえて個別に判断します。

114	11	事業性評価点	<p>“特に優れた”、“適切な”等の曖昧な基準ではなく、より明確かつ具体的に評価基準を示してはどうか。全ての項目に対して適応は難しいと考えるが、たとえば国内・地域経済波及効果の評価は定量的またはどういった項目を国内(地元)で調達すれば評価されるのか等を明確化可能と考える。</p> <p>【理由】</p> <p>以下を懸念しての提言である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準が曖昧であり、審査にあたる有識者等の属人的な判断によるものとの疑いが否定できない点 ・どのような施策が高く評価されるか分かりづらいことから、事業者・コントラクター共に思い切った施策を実行しづらい。 ・上記懸念により海外勢(事業者・メーカー等)が国内市場への興味を失う懸念。また、政策的に重視したい項目をより明確化する事にも寄与し、投資のハードルが下がる・海外からの投資を呼び込める等の効果も期待される。 	No.112の回答を御覧ください。
115	11	事業性評価点	<p>「公募占用指針で示すリスクシナリオ」（以下「指針シナリオ」）に関連する「トップランナー」の評価基準について、以下を確認させていただきたい。</p> <p>「検討内容や対応が特に優れていると評価され」ることが条件となっているが、「検討内容が特に優れている」とは、提示される指針シナリオの事業者独自のさらなる細分化・具体化も他事業者との比較において評価の対象となると理解して良いでしょうか。</p> <p>また上記「検討内容」と「（リスクへの）対応」は必ずしも両者が特に優れていると評価されることが必要なのではなく、十分に細分化・具体化できていれば対応は一般的なものであってもトップランナーの基準を満たす（逆に、細分化・具体化は一般的なものであっても対応内容が十分であれば同基準を満たす）と理解して良いでしょうか。☒</p> <p>【理由】</p> <p>指針シナリオに関連する評価基準の明確化のため。</p>	公募占用指針で示すリスクシナリオの細分化や具体化は評価の対象となりますが、それだけをもって「検討内容が特に優れている」と評価するわけではありません。公募占用計画の評価基準は、公募占用指針において具体的にお示しします。
116	12	セントラル	<p>今後はセントラル方式でサイト調査を実施し、その結果を事業者に提供することが基本とされているその一方で、セントラル方式の対象外となる区域もあると読み取れるが、セントラル方式の対象・対象外の判断基準についてご教示いただきたい。既に事業者がサイト調査を実施している区域もセントラル方式の対象となり得るのか確認させていただきたい。</p>	セントラル方式によるJOGMECのサイト調査の調査対象区域の選定の要件と手順については、「洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針（経済産業省資源エネルギー庁・国土交通省港湾局、令和6年4月24日策定）」でお示ししているとおりです。この要件を満たせば、既に事業者がサイト調査を実施している区域についてもセントラル調査の対象となり得るとともに、今般の改正に伴い、セントラル調査の基本化としているため、事業者の調査を前提にしています。
117	12	セントラル	<p>セントラル方式によるサイト調査では内容が不十分と考える場合において、事業者独自の調査実施は認められるのかどうか確認させていただきたい。</p>	第30回合同会議の資料1「洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための制度のあり方について」P.50のとおり、事業リスクの高まりや公募の公平性の疑義、重複調査による非効率率・地域への負担増といった課題に対応するため、JOGMECによるサイト調査を基本とすることとしていることから、事業者独自の調査実施は想定しておりません。
118	12	セントラル	<p>選定事業者となった場合には、セントラル調査の費用を選定事業者に請求するとされているが、請求額に関する情報はどのタイミングで事業者に共有することを想定しているか確認させていただきたい。</p>	JOGMECによるサイト調査が実施された海域の公募に係る調査費用相当額の選定事業者に対する請求に関する情報については、公募に参加しようとする者に対する調査データ等の提供に係る申請手続の案内開始までに周知することを予定しています。
119	12	セントラル	<p>セントラル方式のサイト調査（風況・海底地盤・気象海象）の対象となる区域において、JOGMECからの調査結果を受領せずに公募参加することは可能でしょうか？この場合にその事業者が選定された場合は、当該調査費用請求は発生しない整理になるのでしょうか？</p>	第30回合同会議の資料1「洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための制度のあり方について」P.50のとおり、事業リスクの高まりや公募の公平性の疑義、重複調査による非効率率・地域への負担増といった課題に対応するため、JOGMECによるサイト調査を基本とすることとしていることから、JOGMECによるサイト調査を実施した海域において、JOGMECからの調査結果を受領せずに公募参加することは想定しておりません。
120	12	セントラル	<p>公平性を担保することを目的に、セントラル方式のサイト調査（風況・海底地盤・気象海象）の対象となる区域では、JOGMECの調査結果以外の独自の調査結果（国土交通省等のウェブサイトから入手可能なパブリックなものは除く）を利用して応札に臨んだ場合は、評価対象外とすべきではないでしょうか。そうしないと、JOGMECの調査内容に満足しない事業者が個別に調査を実施し、JOGMEC調査の意義が薄れることを懸念します。</p>	
121	12	セントラル	<p>「セントラル方式として独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」という。）がサイト調査（風況・海底地盤・気象海象）を実施し、その調査結果を、公募占用指針等により、公募に参加しようとする事業者に提供することを基本とする。」とあるが、JOGMECが実施するサイト調査に加えて、事業者が必要と考えた場合には、事業者が個別に追加的な調査を行うことを妨げるものではないという理解で良いか？</p>	No.117の回答を御覧ください。
122	12	セントラル	<p>「セントラル方式としてJOGMECがサイト調査を実施した地域においては、本法に基づく占用公募の結果、JOGMECから調査結果の情報提供を受けた事業者が選定事業者となった場合には、JOGMECは当該選定事業者に対し、当該調査の費用を請求し、当該選定事業者はこれを支払うこととする。」とあるが、選定事業者が支払うべき費用の金額は個別海域の公募占用指針において示されるのか？</p>	No.118の回答を御覧ください。

123	12	セントラル	セントラル方式としてJOGMECは当該選定事業者に対して、当該調査費用を請求し、当該選定事業者はこれを支払うとする。とあるが、JOGMECが当該調査に着手する際には、選定事業者に請求する金額を明示すべきである。 【理由】 事業者が独自で行う事前調査においても、その調査項目と費用ならびに期間は重要な項目であり、特にDEVEXに大きな影響を与える調査費用については、事前に正確な金額を把握し、事業性の検討を行う必要があるため。	JOGMECによるサイト調査に係る調査費用の請求額は、JOGMECの調査が終了後に確定します。
124	12	セントラル	当該選定事業者が支払うことになる費用の金額を公募占用指針の中にも含めるようにしてほしい。 【理由】 当該調査費用額を事前に把握することで、事業収支計画に反映したうえで、公募に参加することができるから。（後から連絡するなどの後出しじゃんけんのやり方は止めていただきたい）。	No.118の回答を御覧ください。
125	12	セントラル	セントラル方式がとられる海域では、事業者による自主的調査が禁じられるのかどうかを明確に示してほしい。	No.117の回答を御覧ください。
126	12	セントラル	セントラル調査を行う海域については、事業者独自の調査は禁止されるとの認識でよいか。その場合、海域に入っの調査ができないとして、その他にも、例えばスキヤングライダーを使った風況調査や近傍の陸上ボーリングなど（の海域に入らない調査）も行えなくなるのか。	
127	12	セントラル	セントラル方式により提供されたサイト調査結果を、事業者が当該結果を検討するに際し必要な限りにおいて、専門業者等の第三者に開示できることを明記すべき。 【理由】 事業者においてサイト調査結果を的確に分析できない場合には外部の専門業者に委託して検討してもらうことが想定されるが、その際に不自由なく情報共有できることが担保されていることが重要であると思われるため。	JOGMECの調査データは、競争上大きな価値を有するほか、様々な用途に活用しうる点を踏まえれば、セキュリティ面でも適切な対応が必要であり、第三者への開示を含めた守秘義務等の取扱いについて、データ提供申請受付時までにお示しすることを検討しています。
128	12	セントラル	JOGMECによる調査結果は選定事業者負担にするとのことであるので、必要な時期に、必要な質（公募段階の基本設計に耐えうるレベルのデータ（点数や正確性の観点））、かつ、適性価格で提供されるようにしていただきたい。従来の公募開始とほぼ同タイミングでの提供ではまったく間に合わない。	調査データの提供時期については、公募に参加する事業者の便宜も勘案し、データ提供から公募開始までに一定期間を設けるよう努めるとともに、具体的な段取りについては、今後、見通しが付いた段階で別途周知することとします。 JOGMECが実施するサイト調査については、洋上風力発電設備の基本設計に必要な内容を対象としており、パブリックコメントを経て策定した基本仕様に基づいて区域ごとに個別仕様を作成しています。個別仕様の内容については事業者向けに説明会・アンケートを実施しているほか、有識者等の意見も聴取したうえで決定しています。 JOGMECによるサイト調査に係る調査費用の請求額については、調査に要した費用を対象としており、委員会の運営等に係る諸経費を計上することは想定していません。なお、JOGMECがサイト調査に係る業務を外部に発注する際、委託契約の金額については公募結果として公表しています。
129	12	セントラル	セントラル方式のサイト調査の対象となる区域において、JOGMECからの情報の提供時期と、公募占用指針の公示の時期について、明示頂きたい。 【理由】 事業性の検討並びに、事業の実現性を高める為には、JOGMECから情報開示を受け、各データの分析・解析、設計を綿密に行い、多角的に検討を行うに十分な期間が必要と考える為、国の考えている適切なデータ分析・解析ならびに設計期間をご教授いただきたい。	調査データの提供時期については、公募に参加する事業者の便宜も勘案し、データ提供から公募開始（公募占用指針の公示）までに一定期間を設けるよう努めるとともに、具体的な段取りについては、今後、見通しが付いた段階で別途周知することとします。
130	12	セントラル	今般、JOGMECによる「調査結果を、公募占用指針等により、公募に参加しようとする事業者に提供することを基本とする」旨が追記されています。JOGMECによる調査を実施する対象海域の選定の考え方については、『洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針 5. サイト調査（風況・海底地盤・気象海象）（4）調査対象区域の選定の要件と手順』において定められているところ、今般、運用指針において、JOGMECセントラルを基本とすることが定められたことを受け、個別の海域がJOGMECによるセントラル方式の調査の対象となるための要件は変更されますか。 【理由】 海域がJOGMECセントラルの対象となるか否かは事業戦略上、大きな影響を与えるため。	「洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針」における調査対象区域の選定の要件について、現時点で変更は予定していません。
131	12	セントラル	『③ 提供情報 ア. セントラル方式のサイト調査（風況・海底地盤・気象海象）の対象となる区域』について、セントラル方式のサイト調査を実施しない区域における国による現地調査は、当該区域が有望区域に整理された後に実施することとされていますが、セントラル方式のサイト調査を実施する区域の場合は、準備区域・有望区域のいずれの段階に整理された後にJOGMECによる調査が実施されることになりますか。 【理由】 区域指定から公募までの時間軸は事業戦略上、大きな影響を与えるため。	JOGMECが実施するサイト調査については、都道府県からの情報提供時点において、その区域が準備区域又はどの区域にも整理されていない区域を対象とすることを原則としており、調査開始時期は、準備区域の整理後及び有望区域の整理後のいずれの可能性もあります。

132	12	セントラル	<p>今般、JOGMECによる「調査結果を、公募占用指針等により、公募に参加しようとする事業者に提供することを基本とする」旨が追記されています。また、洋上風力促進WG（第30回）資料1 P.50では、『現状、サイト調査の対象区域は、都道府県からの希望を元に選定しているため、仮に都道府県から希望がないような場合には、上記のような課題が再度生じるおそれがある。このため、今後は、JOGMECによるサイト調査を実施し、その情報を公募に参加しようとする者に提供することを基本とすることとしてはどうか。』との記載がありますが、本運用指針の改訂後に促進区域に指定される海域がある都道府県が、当該海域を対象としてJOGMECのセントラル調査の実施を希望しなかった場合には、どのような扱いとなりますか。</p> <p>【理由】 各海域がJOGMECセントラルの対象となるか否かは事業戦略上、大きな影響を与えるため。</p>	<p>セントラル方式のサイト調査を実施しない区域における提供情報については、「イ、セントラル方式のサイト調査を実施しない区域（セントラル方式の対象外の区域）」を御覧ください。</p> <p>現在、有望区域に整理されている区域のうち、JOGMECによるサイト調査の対象となっていない区域（北海道石狩市沖、北海道松前沖、青森県沖日本海（北側）、千葉県九十九里沖及び千葉県いすみ市沖）については、都道府県等からの希望がない限りは、上記の「イ、セントラル方式のサイト調査を実施しない区域（セントラル方式の対象外の区域）」となることを想定しています。</p>
133	12	セントラル	<p>必要なデータは海域による個性が高いため、一般的に当てはまる調査仕様や粒度を提示することが困難です（区域の形、均質な地盤が広がっている区域か複数の性状の地盤が分布している区域か、既存資料から得られる情報などに依存）。個別の区域を対象としたJOGMECの仕様を策定する仕組みとして、調査対象区域が決まった時点で、その調査仕様案に対して事業者から意見を提出する仕組みが望ましいものと考えます。</p>	<p>調査海域ごとの個別事情を踏まえた具体的な調査内容については、「セントラル方式としてJOGMECが実施するサイト調査の基本仕様（経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室、令和6年11月21日策定）」に記載のとおり、JOGMECは、個別仕様の検討にあたっては、対象区域の自然的条件に加えて地元の漁業操業等の調整、有識者や事業者等に対する意見聴取を実施しながら、調査仕様を検討してまいります。</p>
134	12	セントラル	<p>・洋上合同会議では様々なリスクシナリオについて検討をさせていただいているようですが、地盤リスクに関してはほとんど触れられていないようでした。地盤状況が想定と異なると基礎タイプや風車レイアウト・数量の変更など、価格も含めた事業計画に大きく影響を与える変更が生じる可能性が高いです。これは選定事業者の責任で実施される詳細調査をやってみないとわからないというのでは遅すぎます。現状のセントラル方式の調査内容や量を検討することにおいては、基本設計のみに着目されていますが、本来はその基本設計に後々大きな変更が生じない程度の情報量が必要と思います。そのため、もしセントラル方式の調査以外に事業者が独自で調査を実施できず、国の調査による情報提供のみに頼らざるを得ない場合、どの事業者も限定的な情報に基づき事業計画を立てることを強いられます。特に、日本の地盤は欧州よりも複雑で難しいと認識されながら、現状欧州のセントラル方式に比べて質・量的に十分ではありません。これでは、地盤リスクを考慮した実現性が高く質の高い事業提案を集めにいのではないかと危惧します。また、見かけ上実現性が高い事業計画を書くことにより、もしくは事業者自身がそのことに気づかず、潜在的リスクが高く、実現性が低い事業計画がしかも安い金額で採択されてしまうことにつながると思います。そうすると、事業者は安い金額でリスクの高いプロジェクトを進めざるを得ない状況になります。洋上風力発電を確実に完遂させるという観点で見れば、インフレなどの物価変動リスクと同じくらい地盤リスクにも着目し、事業者が早い段階で地盤リスクを評価できるスキームとすることが重要ではないかと思えます。</p>	<p>調査海域ごとの個別事情を踏まえた具体的な調査内容については、「セントラル方式としてJOGMECが実施するサイト調査の基本仕様（経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室、令和6年11月21日策定）」に記載のとおり、JOGMECは、個別仕様の検討にあたっては、対象区域の自然的条件に加えて地元の漁業操業等の調整、有識者や事業者等に対する意見聴取を実施しながら、調査仕様を検討してまいります。</p> <p>調査データの提供時期については、公募に参加する事業者の便宜も勘案し、データ提供から公募開始までに一定期間を設けるよう努めるとともに、具体的な段取りについては、今後、見通しが付いた段階で別途周知することとします。</p>
135	12	セントラル	<p>・セントラル方式のサイト調査が対象か対象外かについて、何を基準にどのように決まるのかははっきりと書いていなかったのではありませんでした。</p>	<p>セントラル方式によるJOGMECのサイト調査の調査対象区域の選定の要件と手順については、「洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針（経済産業省資源エネルギー庁・国土交通省港湾局、令和6年4月24日策定）」でお示ししているとおりです。</p>
136	12	セントラル	<p>セントラル方式の対象外の区域について、海底地盤調査については有望区域への整理後に国が現地調査を実施することだが、当該改定案が施行された後に新たに有望区域に指定された区域から適用されるという理解で良いか。既指定済みの区域に遡及しないという理解で良いか。</p> <p>【理由】 明確化のため。</p>	<p>セントラル方式の対象外の区域における海底地盤調査については、現在も有望区域への整理後に国が現地調査を実施しており、今回の改定によって運用に変更が生じるものではありません。</p> <p>なお、風況調査については、現在の有望区域のうち、セントラル方式によるサイト調査の対象区域又は過去にNEDOが風況調査を実施した区域のどちらにも該当しない区域は、北海道石狩市沖と青森県沖日本海（北側）の2区域であり、これらの区域では促進区域指定ガイドラインの改訂内容に基づき、風況の現地調査は実施しません。</p>
137	12	セントラル	<p>情報提供に関して、例年、公募開始の1～2か月前からデータ提供の申請受付が開始される認識であるが、このタイミングで情報提供を受けた場合、一般送配電事業者への接続検討申込、基礎設計・レイアウト設計・発電量解析等の技術検討、オフテイクとの価格交渉等の公募占用計画の提出期限までに実施しなければならない後工程への影響が懸念されるため、公募開始1年以上前に情報提供することを検討いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供時期ならびに提供希望申請手続き等により、提供いただけるタイミングが遅くなる懸念されること ・評価基準の事業の実現性を高める検討に必要なデータであること ・入手したデータをもとにした基礎設計、レイアウト設計、発電量解析を踏まえた採算性検討（風車選定）と風車メーカーへのオファーを行うこと ・外部機関への評価確認（電波、レーダーへの影響など）、オフテイクとの価格交渉などに相当の時間を要するため。 	<p>調査データの提供時期については、データ提供から公募開始までに一定期間を設けるよう検討しています。具体的な期間については、業界団体の意見等も踏まえて判断します。</p>

138	12	セントラル	「セントラル方式としてJOGMECが実施するサイト調査の基本仕様（案）」に対する意見公募の実施結果（令和6年11月21日）におけるご回答の中に、「調査事業の予算規模で全範囲をカバーできない場合も想定される」という記載があるが、最終的に事業者が費用負担をするのであれば、漏れなくリスクの洗い出しを実施して頂くことを検討頂きたい。仮に著しく想定から外れ、損失が発生した場合においては、損失補填を検討頂きたい。	「セントラル方式として JOGMEC が実施するサイト調査の基本仕様（経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室、令和6年11月21日策定）」に基づき、セントラル方式におけるサイト調査では「基本設計」に必要な内容を対象とした上で、個別の区域の特性のほか有識者や事業者の意見も適宜加味しつつ、個別仕様の中で整理することとしています。この「基本設計」では事業リスク評価の観点から必要となる質・量の情報・データという点も含意していますが、事業者によって調査に求める水準に差異がある点や、選定後に調査費用を負担する観点も考慮することが必要であることから、漏れなくリスクを洗い出すことは困難であり、損失補償は想定していません。
139	12	セントラル	公募占用指針での公表のタイミングでは、事業者の検討に必要な時間を十分に確保できないため、より早期のタイミングでの提供を希望します。	No.137の回答を御覧ください。
140	12	セントラル	当該区域がセントラル方式の対象となるかどうかの判断基準、およびそれを判断されるタイミングを具体的にご教示いただけますでしょうか。	No.131とNo.135の回答を御覧ください。
141	12	計画変更	JOGMEC調査結果に関し、事業権獲得後の設計に向けた事業者による調査を実施した際に、明らかなデータ不備や解釈間違いが見られた場合、事業者の設計が大きく変更となるリスクがある。これは事業者がコントロールできるものではなく、また提出した公募占用計画に対する影響度が大きい。このことから、事業者調査結果とセントラル調査結果が明らかに異なっている場合（それを起因とした風車・基礎の設計が大きく変更となる場合）についてはやむを得ない事情として、これに伴う様々な変更を認めていただきたい。	やむを得ない事情に該当するか否かは個別具体的な事情及び第三者委員会の意見を踏まえて、変更の基準を満たすかどうかを判断していきます。
142	12	セントラル	JOGMEC調査結果について、「公募占用指針等により、公募に参加しようとする事業者に提供する」とあるが、情報開示については、事業者がJOGMECに「守秘誓約書」を提出し、JOGMECから情報提供されるとの認識でよいか？従来の情報提供において要求のあった書類に代わり、上記、「守秘誓約書」のみの提出との理解でよいか。 早期情報開示の観点から、JOGMECからの情報提供に関する必要な事務手続きについても明記すべきである。	守秘義務等の取扱いについては、データ提供申請受付時までにお示しすることを検討しています。
143	12	セントラル	今回、新たに風況・海底地盤・気象海象についてはセントラル調査方式が導入されることになったが、系統関連情報についても系統確保スキームにて、検討されていると理解している。これらセントラル調査および系統関連情報は、同じタイミングで情報提供されると理解してよいか。	JOGMECによるサイト調査データ及び系統情報については、公募に参加する事業者の便宜も勘案し、データ提供から公募開始までに一定期間を設けるよう努めるとともに、具体的な段取りについては、今後、見通しが付いた段階で別途周知することとします。
144	12	セントラル	セントラル調査結果の提供は、公募占用指針等により提供することを基本とする、とあるが、公募占用指針は公募開始時に公表されるものであり、情報の提供時期が遅く、公募締切までに十分な検討が実施できない懸念がある。従い、公募占用指針等ではなく、公募開始から1年以上前の十分な期間を確保した上で、事業者に提供することを基本としていただきたい。	No.137の回答を御覧ください。
145	12	セントラル	セントラル調査による対象海域に適した調査方法および調査箇所については、引き続き事業者ヒアリング等も踏まえ、適切に検討および実施をお願いしたい。また、事業者選定後の調査において、セントラル調査結果と比べて事業の採算性が大きく悪化する、もしくは事業が中止となるレベルの事象が発生した場合の救済措置等についても、今後ご検討いただきたい。 【理由】 例えば、道南海域（岩宇・南後志地区沖、檜山沖、島牧沖）では、促進海域案が陸地に沿って長く設定されています。この区域内では、机上検討の結果、海底地盤の状況が大きく異なることが判明しています。そのため、このような海域では、ボーリング調査の本数を増やすなどの対応を行わなければ、公募に資する適切な基本計画を策定することが難しいと考えられます。さらに、事業者選定後の調査で、セントラル方式の調査結果と大きく異なる結果が出た場合には、事業継続が困難となる可能性もあることに注意していただきたい。	No.138の回答を御覧ください。
146	12	セントラル	風況、地盤調査等を事業者が独自に調査を実施した場合に、セントラル調査等の国（JOGMEC）が調査した結果との間に差異があった時にはどちらのデータが正として扱われるのでしょうか。 国が調査した結果を正（確からしさがある）と考えるべきでしょうか。	セントラル方式によるJOGMECのサイト調査の対象となる区域においては、JOGMECにより提供される調査データを活用せずに、個別に取得したデータに基づいて作成された公募占用計画が提出されることは、国として想定していません。 セントラル方式のサイト調査を実施しない区域においては、促進区域の指定に当たって国が実施した調査等の情報を、事業者が公募占用計画を策定する際の参考として提供します。 なお、JOGMECによるサイト調査の基本化以前に、事業者が調査を実施している案件については、法令上規制されるものではありません。
147	12	セントラル	セントラル調査の対象となる区域、対象とならない区域の仕分けを行うタイミング（例えば有望区域指定）を明確に書くべきではないでしょうか。たとえば現行の有望区域、石狩湾等が今後セントラル方式で対象となる可能性があるのでしょうか。（洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針にも明記されていないとの理解しております。） 公平性を期するのであれば、今後の案件は全てセントラル調査を実施すべきではないでしょうか。	セントラル方式としてJOGMECが実施するサイト調査の基本化に伴い、今後、要件を満たす全ての案件でセントラル調査を実施していくことを想定しています。No.131の回答にもあるとおり、現時点で有望区域に整理している案件について、セントラル方式のサイト調査の対象として新規に指定することは想定していません。

148	12	セントラル	「…公募の公平性や事業リスクの低減の観点を踏まえ…」とありますが、セントラル調査で提供されるJOGMECデータを使用することで低減しようとしているリスクとは何を想定しているのでしょうか。	第30回合同会議の資料1「洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための制度のあり方について」P50に記載のあるとおり、JOGMECによるサイト調査の非対象海域については、促進区域の指定等を目的とした国等の調査データを事業者提供しており、不十分な情報に基づく事業計画策定のおそれ（事業リスク）が想定されます。
149	12	セントラル	追加の質疑等ができるように、事業者選定後に調査を実施した調査業者と直接の接点をもつことは可能でしょうか。	調査データに関する問合せに係る連絡体制を検討しており、データ提供申請受付時までにお示しすることを検討しています。
150	12	その他	今回付記された「発電設備」の定義詳細は何か。再エネ海域利用法第二条2で定義される「海洋再生可能エネルギー発電設備」すなわち、「海域において海洋再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備であって、船舶を係留するための係留施設を備えるもの」と同等か。 【理由】 撤去費用の見積もり精緻化、公平性担保のため ref: https://laws.e-gov.go.jp/law/430AC0000000089	No.28の回答を御覧ください。
151	12	セントラル	「具体的な調査内容及び方法については、区域ごとの実情に応じて検討するとともに、必要に応じて、公平性、公正性及び透明性の確保に留意しつつ、事業者が保有する情報等の既存の情報を活用する。」とあるが、過去のパプコメ(下記番号30)方針からの変更が明確に認められる。今後は政府が（場合によって）事業者個別ヒアリングを実施乃至は公表済の既往調査を確認し、公平性の観点からデータを広く公表する理解でよいか。 パプコメの回答 「JOGMECが事業者からデータを購入することは考えておりません。また、JOGMECが調査対象区域での調査計画を検討する際、既に調査を実施しデータを保有している事業者の存在を前提とはしません。」 【理由】 パプコメの回答 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/dl/legal/central_unyou_faq.pdf たとえば檜山における東電やJ-Powerの存在を公然と認めさせることを意図しているのか。（それら個別調査自体の有用性は大了ものでないと理解するものの）	過去回答と同様、JOGMECが事業者からデータを購入することは想定していません。事業者が保有する情報等の既存の情報の活用については、セントラル方式のサイト調査を実施しない区域において、公募の公平性や競争性に背かず、事業リスクの低減に資する方法で都道府県が既存の情報を国に提供し、国から公募参加者に提供することが例として想定されます。 なお、JOGMECによるサイト調査の基本化以前に、事業者が調査を実施している案件については、法令上規制されるものではありません。
152	12	セントラル	JOGMEC調査に関わる結果の開示時期が不明である。事業予見性、応札可能性の向上のためにも、当該調査に関わるデータ開示は、協議会の進展乃至は促進区域指定を待たずの適時開示、かつ/あるいは、公募開始まで最低6～9か月の猶予期間の確保がされることを強く希望する。 【理由】 確認のため	No.137の回答を御覧ください。
153	12	セントラル	JOGMECによるセントラル方式によるサイト調査の該否だけでなく、当該地域に於いて国が実施する環境影響評価の進捗についても公募占有指針に明記することを希望いたします。具体的には「配慮書・方法書を完了し現地調査以降は選定事業者が実施する」や「現地調査まで完了して選定事業者は以降のプロセスを実施する」等。 運用指針に於いては、環境影響評価をセントラル方式としている場合は環境影響評価の進捗等を開示する旨を記載するのはいかがでしょうか。また、セントラル方式のサイト調査と同様に事業者間の公平性を保つために、区域指定時に、当該区域での国による環境影響評価の取り組み方針を明記することを希望いたします。☒ 【理由】 記載内容の詳細確認のため。	現行の再エネ海域利用法及び環境影響評価法においては、国が環境影響評価を実施することを想定しておらず、環境影響評価法に基づき事業者が環境影響評価を実施することとなります。
154	12	セントラル	JOGMEC提供データに不備（例えば、風況・海象データ取得率の不足等）が発生した場合、それに起因する登録適合性審査工程の遅れをはじめとする遅延や計画変更に関してはペナルティを課さないよう希望いたします。データ瑕疵も事業者の責任となると、リスク範囲を特定できず、そもそも事業を計画することができないことが想定されます。 上記旨を公募占有指針で明示することを希望いたします。☒ 【理由】 セントラル調査を前提とする場合、事業者側でその提供データ部分の認証工程の遅れについては、想定できないため。	JOGMECの提供データを踏まえ、登録適合性審査に必要な追加調査やそれに伴う期間等を発電事業者ごとに見積り、公募占有計画を策定していくものと考えており、No.133の回答にもあるとおり、JOGMECの調査で個別仕様に基づく調査結果が得られている場合、事業者が追加で調査を行うことはJOGMECによる調査が不十分又は不備や瑕疵があったと判断すべきものではなく、国やJOGMECの帰責によるものとは考えていません。

155	12	セントラル	JOGMEC提供データに不備（例えば、風況・海象データ取得率の不足等）が発生し、それに起因して選定事業者が同様の調査を実施しなければならない状況になった場合におけるJOGMECあるいは国の費用負担の考えを明示することを希望いたします。☒ 【理由】 左記のような状況下において、選定事業者が同調査の費用を支払う場合は、本事業の採算性へ直接影響を与える内容であり事前確認のため。	No.138の回答を御覧ください。
156	12	事業性評価点	「運転開始までの事業計画」の評価基準のうち、公募占有指針で提示されるリスクシナリオについて、セントラル調査を前提とする案件に関しては、風況及び海象条件の審査遅れについてのリスク評価は排除する旨を明示することを希望いたします。☒ 【理由】 セントラル調査を前提とする場合、事業者側でその提供データ部分の認証工程の遅れについては、想定できないため。	セントラル方式としてJOGMECが実施するサイト調査については、洋上風力発電設備の「基本設計」に必要な内容を対象とし、基本設計の内容を踏まえて実施する「詳細設計」に必要な調査については、選定事業者によって実施されることを前提としています。このため、JOGMECによるサイト調査の調査結果に起因する認証工程の審査遅れを想定していません。
157	12	セントラル	選定事業者がセントラル方式調査に係る費用を負担する制度であることから、調査項目ごとに仕様・金額を開示することを希望いたします。 【理由】 透明性の確保のため。	No.118の回答を御覧ください。
158	12	セントラル	セントラル方式調査に係る費用の支払い時期について、事業者としては、開示されたデータによって認証取得が滞りなく実施できることが確認できからの支払いを希望いたします。☒ 【理由】 開示されたデータの有効性を確認する必要があるため。	セントラル方式によるJOGMECのサイト調査では、風車の仕様や配置等、適合性確認の前提となる事業計画が確定していない状態で調査を行うことになります。そのため、公募で選定された事業者の事業計画に基づく適合性確認のサイト条件評価において、セントラル方式での調査データの適用可能性を保証するものではありません。
159	12	セントラル	選定事業者がセントラル方式調査に係る費用を負担する制度であることから、民間事業者が実施するような相見積りや仕様の合理化を検討することで、JOGMECによる調査費用が一般的な例に照らして適切な範囲になるように留意いただきたい。☒ 【理由】 調査費用の合理性の確保のため。	JOGMECが実施するサイト調査については、洋上風力発電設備の基本設計に必要な内容を対象としており、パブリックコメントを経て策定した基本仕様に基づいて区域ごとに個別仕様を作成しています。個別仕様の内容については事業者向けに説明会・アンケートを実施しているほか、有識者等の意見も聴取したうえで決定しています。 JOGMECによるサイト調査に係る調査費用の請求額については、調査に要した費用を対象としており、JOGMECがサイト調査に係る業務を外部に発注する際、委託契約の金額については公募結果として公表しています。
160	12	セントラル	セントラル方式について、JOGMECの調査費用を選定事業者が支払うこととされているが、①事業者の計画内容によって必要なデータも異なる事が想定されるため、一括でのデータ提供・費用支払いではなく、事業者側が対象データを選択できる形として頂きたい。②事業者側が支払う費用は、あくまで調査船等による調査実施費用を対象とし、個別使用の検討、委員会・説明会の運営、先行利用者との調整等、セントラル方式実施に当たって発生する関連経費は、本方式実施に当たって追加発生する費用であり、支払費用の対象外として頂きたい。	①の調査データについて、個別の事業者の希望を踏まえ一部を分割して提供することを認めると、公募の公平性・公正性を逸脱する行為を誘発することになるため、このような対応は考えておりません。 ②のJOGMECによるサイト調査に係る調査費用の請求額については、調査に要した費用を対象としており、委員会の運営等に係る諸経費を計上することは想定していません。なお、JOGMECがサイト調査に係る業務を外部に発注する際、委託契約の金額については公募結果として公表しています。
161	12	セントラル	セントラル方式では、JOGMECの海底地盤・風況等の調査結果を踏まえて事業者が公募占有計画を策定することになる。調査結果では示されていない海底地盤の状況等で新たにリスクが判明し、工程遅延が生じた際は、調達期間・占有期間の延長を検討頂きたい。なお、米国NY州や英国等、海外の洋上風力入札案件でも、事業者に起因しない不可抗力事由に対し、運転開始、契約期間の延長を認める事例あり。	セントラル方式としてJOGMECが実施するサイト調査については、洋上風力発電設備の「基本設計」に必要な内容を対象とし、基本設計の内容を踏まえて実施する「詳細設計」に必要な調査については、選定事業者によって実施されることを前提としています。このため、JOGMECによるサイト調査の調査結果に起因する工程遅延を想定していません。
162	12	セントラル	JOGMECによる調査結果の提供が公募開始とほぼ同じである公募占有指針が出されるタイミングでは遅すぎます。公募開始後は別紙本体の作成や証書類集め等に忙殺されるため、公募開始のタイミングでJOGMECからデータ及び情報を提供されても6カ月間の公募占有計画の提出期間内ではとても間に合うとは思えません。公募占有計画別紙の一定部分は、データ提供後の設計検討結果を踏まえた工程、施工、安定稼働、維持管理、サプライチェーン、経済波及効果等の検討を行い記述するため、上流工程の設計検討は公募開始前に行うことが必須となります。時間がないうちで無理やり入札図書を作成したとしても、多くの不備があり、事業者として選定されたとしても計画通りに占有計画を進めることができない、また想定外のコスト増になる可能性が高まるものと考えます。公募前のデータ提供が適切な時期に行われず、設計検討結果を踏まえた検証に十分時間が割けなくなる場合、事業者選定後の全風車位置地盤調査のデータのバラつきを想定した事業性の感度分析、工程の確からしさの検証、調達可否検討の信頼性担保等に懸念が残り、選定事業者がそのリスクを全て負わされることとなります。更に入札図書作成において、事業者の支援をできる業者やコンサルは限定的であることも再認識していただきたいと思います。セントラル方式におけるデータ及び情報の提供は半年から1年程度前には実施していただくことを求めます。	No.137の回答を御覧ください。

163	12	セントラル	セントラル方式ではJOGMECが行った調査結果のみ依拠して応札者は公募占用計画を策定し、当然のこととして迅速性や事業の確実性の根拠となるものとなり、調査結果は適合性確認の工程に基大な及ぼすことになります。そのため、JOGMECが行う風況・海底地盤・気象海象の調査結果が、適合性確認のうち、サイト条件に係る適合性確認を満足できる内容であることを担保してください。JOGMECは登録適合性機関であるClassNKおよびビューローベリタスジャパンと基本協定を締結しており、技術基準を参照して各調査を実施していると思料しますが、JOGMECの調査結果で適合性確認を満足できない場合、年単位の工程遅延が生じることになるだけでなく、各種調査のやり直しとなり、選定事業者が膨大な調査費用を負担することになります。JOGMECによる調査費用を負担するのは選定事業者ですので、JOGMECによる調査は、登録適合性機関だけでなく、ファイナンスの観点でも金融機関なども十分連携し手戻りが生じない調査内容であることを確認の上、事業者に情報提供すべきと考えます。	No.154とNo.158の回答を御覧ください。
164	13	セントラル	事業者が保有する情報等の既存の情報を活用するとあるが、どういう意味かを説明いただきたい。事業者が独自で取得したデータを公平性、公正性及び透明性の確保のうえで実施するというのでしょうか？	事業者が保有する情報等の既存の情報の活用については、セントラル方式のサイト調査を実施しない区域において、公募の公平性や競争性に背かず、事業リスクの低減に資する方法で都道府県が既存の情報を国に提供し、国から公募参加者に提供することが例として想定されます。
165	13	セントラル	当該区域の風況はNeoWind上で年平均風速を確認することとし、現地調査は実施しない。とあるが、風力発電所の検討の肝と言える風況に関する現地調査を行わない理由をご教授ください。 【理由】 海底地盤調査は実施するのに風況調査は実施しないのはどうか。今までは風況も提供されていたのに、なぜか。	令和6年4月24日に改訂した「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」において、セントラル方式のサイト調査を実施しない区域の風況において、NeoWins（NEDO 洋上風況マップ）上で年平均風速等を確認することとし、現地調査は実施しないこととしています。また、JOGMECによるサイト調査が基本となることを踏まえて、セントラル方式のサイト調査を実施しない区域の風況については、必ずしも現地調査データを提供しないこととなります。 なお、現在の有望区域のうち、セントラル方式によるサイト調査の対象区域又は過去にNEDOが風況調査を実施した区域のどちらにも該当しない区域は、北海道石狩市沖と青森県沖日本海（北側）の2区域であり、これらの海域における風況に係る現地調査データは提供しないこととなりますが、国が促進区域の指定にあたって実施した文献調査において入手した情報のうち、発電事業者に提供可能なものについては、可能な限り事業者に提供することとしています。
166	13	セントラル	セントラル方式を採用しない区域における風況はNeoWindsを確認することとあるが、国からの風況データの提供は全くないと理解したが、その理解で正しいか？ NeoWindsデータの参照のみでは、確実な事業実施をする上では不十分と考えるが、その理解で正しいか？ 言い換えると、セントラル方式を採用しない区域における風況データは、公募に参加しようとする事業者が独自で、風況観測を実施したほうが良いという考えで正しいか？	
167	13	セントラル	セントラル方式のサイト調査をしない区域の海底地盤調査は国が現地調査を実施するとあるが、JOGMEC経由で実施するのと国が実施するのとで、 a)調査項目、b)調査方法、c)データの開示タイミング、d)コスト負担の考え方等に差異があるのでしょうか？	調査項目・調査方法については、本指針案P.13を御覧ください。 JOGMECによるサイト調査は、洋上風力発電設備の「基本設計」に必要な内容を対象としている一方で、セントラル方式のサイト調査を実施しない区域において国の実施する調査は、促進区域の指定要件の充足を確認するための調査であり、例えば、風況に係る現地調査は実施しない等の調査の項目・手法・スペックに差異があります。 データの開示タイミングについては、特段の差異を設けることは想定しておりませんが、公募に参加する事業者の便宜も勘案し、データ提供から公募開始までに一定期間を設けることを想定しています。 コスト負担の考え方については、「洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針（経済産業省資源エネルギー庁・国土交通省港湾局、令和6年4月24日策定）」でお示ししているとおり、セントラル方式のサイト調査を実施した場合、当該調査費用について選定事業者が負担することとなりますが、国の実施する調査については促進区域の指定等を目的とした調査であるため、国費で実施することとなります。
168	13	セントラル	「系統確保スキーム」にて提示される情報は、公募占用指針に明記するとあるが、これは従前のような情報開示請求を実施しなくとも公募占用指針に直接明示されるとの認識で齟齬はないか？ 【理由】 従前の事業者が確保している系統を継承する場合、継承すべき系統の容量とその価格を公募占用指針に明記するとあったが、系統の詳細情報については別途情報開示を行う必要があり、公募占用指針に明記されていなかった為。	「系統確保スキーム」においても、連系点に関する情報等、情報が持つ性質等に鑑みて広く一般に公表することが不適当なものを含むため、これまで実施された公募と同様に、個別に系統にかかる情報提供を実施することを検討しています。
169	13	セントラル	「系統確保スキーム」にて提示される情報について、具体的にどのような情報が公募指針に明記されるのか、具体的な項目を教授してほしい。 【理由】 事業検討を行うのに必要な情報が間違いなく開示されることを確認する必要があるため。	

170	13	セントラル	<p>系統確保スキームでは、国が広域機関を経由して一般送配電事業者との接続検討・暫定容量確保がなされている為、事業者が確保している系統を活用する場合とは異なり、各事象者毎に一般送配電事業者との接続検討の回答書を受領する必要は無いとの認識で相違ないか。</p> <p>【理由】 直前に確保された容量であり、再度の接続検討依頼は要らない。変電所等の詳細設計については、事業者選定後の一般送配電事業者との協議となるため、一般送配電事業者のリソースを逼迫させる過剰な作業は簡易化する工夫があったほうが良い。</p>	<p>系統確保スキームにおいて、国が電力広域的運営推進機関に対して一般送配電事業者等が暫定的な連系予約を行うよう要請することとなります。暫定的な連系予約において、国が想定する発電出力規模、変圧器情報とは全く同じ計画となることは想定されず、発電事業者ごとに変電所等の詳細設計は異なることが想定されることから、公募期間中において発電事業者ごとに一般送配電事業者に対して接続検討申込を行う必要があります。なお、国が電力広域的運営推進機関に対して一般送配電事業者等が暫定的な連系予約において、一定の交通整理を行っているため、一般送配電事業者の回答に係る一定の負荷軽減を図っているものと考えます。</p>
171	13	セントラル	<p>系統確保スキームについて</p> <p>-公募占用指針に明記することにつきましては賛成いたします。</p> <p>-設備容量および連系点は、発電所設計および許認可・用地の検討に必要な情報です。また法定協議会に参加していない自治体を経由しなければならない可能性も、海域によっては生じると考えます。そのため、あらかじめ公募占用指針発出より前に送電線通過自治体および事業者へ情報が共有されるよう、本指針の運用にあたっては、承継すべき系統の容量等を協議会意見取りまとめ時や促進区域指定時などのタイミングでの開示について、ご検討いただきたいと思います。</p> <p>【理由】（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。） なし</p>	<p>連系点に関する情報等、情報が持つ性質等に鑑みて広く一般に公表することが不適当なものを含むため、これまで実施された公募と同様に、個別に系統にかかる情報提供を実施することを検討しています。</p> <p>系統情報の提供時期については、公募に参加する事業者の便宜も勘案し、データ提供から公募開始までに一定期間を設けるよう努めるとともに、具体的な段取りについては、今後、見通しが付いた段階で別途周知することとします。</p>
172	13	セントラル	<p>早期導入を促す観点でいえば、事業者の創意工夫の余地がほとんどない、送配電事業者側の負担金工事を早めに進める必要がある。促進区域に指定される前、例えば有望区域指定後の1度目の協議会が開かれる、などのタイミングを以て、連係先の系統確保および負担金工事をセントラル方式の一部として国が先に進めていただくのをすべての海域での基本方針としていただきたい。</p>	<p>系統確保スキームにおいて、国が、合理的な系統接続の方針を整理し、電力広域的運営推進機関に対して一般送配電事業者等が暫定的な連系予約等を実施し、公募期間中において発電事業者ごとに一般送配電事業者に対して接続検討申込を行うこととなります。負担金工事については、区域ごとに異なることとなりますが、効率的な運用を検討してまいります。</p>
173	13	セントラル	<p>北海道においては海底直流送電及びそれに併せて地内系統も整備(増強等)されることになっているため、系統確保スキームにおいては、海底直流送電設備の運転開始時期だけでなく地内系統整備完了時期も明記して頂きたい。</p> <p>【理由】 系統確保スキームが基幹系統のみを対象としている場合、地内系統の扱いが不明瞭となるため。</p>	<p>系統確保スキームは、国が、合理的な系統接続の方針を整理し、電力広域的運営推進機関に対して一般送配電事業者等が暫定的な連系予約等を実施するものです。系統増強等の送電網整備に係る情報については、一般送配電事業者等の情報をご確認ください。</p>
174	13	その他	<p>「公募の実施に当たり、事業者が確保している系統を活用する場合は、当該系統に係る契約を事業者間で承継することとなるため、」とあるが、系統提供事業者が迅速性の観点から自営線で事業を計画している場合において、当該系統提供事業者の一般送配電事業者以外と締結している自営線に関する契約は選定事業者への承継対象に含まれないという理解でよいか。</p> <p>【理由】 明確化のため。</p>	<p>系統確保スキームが適用されない促進区域における自営線に関する契約に基づく権利等については、公募占用指針等において、「系統に係る契約上の地位等に付随する事業資産等」に該当するものとし、当該事業資産等の承継の可否については、系統提供事業者と選定事業者間で誠実に交渉することと定めることを想定しています。</p>
175	13	セントラル	<p>「事業者が保有する情報等の既存の情報」とは、事業者が、セントラル方式のサイト調査に先行して実施したサイト調査（風況・海底地盤・気象海象等）を指すものでしょうか。その場合、事業者がセントラル方式のサイト調査に先行して独自にサイト調査を実施することを許容されるのでしょうか。</p>	<p>事業者が保有する情報等の既存の情報の活用については、セントラル方式のサイト調査を実施しない区域において、公募の公平性や競争性に背かず、事業リスクの低減に資する方法で都道府県が既存の情報を国に提供し、国から公募参加者に提供することが例として想定されます。</p> <p>なお、JOGMECによるサイト調査の基本化以前に、事業者が調査を実施している案件については、法令上規制されるものではありません。</p>
176	13	セントラル	<p>事業者がセントラル方式のサイト調査に先行して実施したサイト調査が提供情報とならないのであれば、どのように「公平性、公正性及び透明性の確保」を図るのか、ご教示いただければ幸いです。</p>	
177	13	セントラル	<p>風況について現地調査は実施しないとするが、国は実施せず、事業者はしてもよいという理解でしょうか。</p>	No.165の回答を御覧ください。
178	13	その他	<p>海底地盤調査について、「以下の事項を目安として」とあるが、具体的な調査内容はどのように決定するのでしょうか。</p>	<p>セントラル方式のサイト調査を実施しない区域における海底地盤調査の具体的な調査内容は、調査項目・方法を区域の実状に応じて検討し、実施することとしています。</p>
179	13	セントラル	<p>記載のない海象の観測については実施されないという理解でよいでしょうか？セントラル方式ではないことから事業者が実施すべき内容であることは理解するものの、事業者側の負担が大きく、可能な限り実施していただけると幸いです。</p>	No.165の回答を御覧ください。
180	13	セントラル	<p>本項では、JOGMECでなく、国が調査を実施するとなっていますが、この国が実施した調査成果の提供を受けても、選定事業者は調査費用相当額を支払う必要はあるのでしょうか？</p>	<p>セントラル方式のサイト調査を実施しない区域においては、発電事業者に対する調査費用相当額の請求は発生しません。</p>
181	13	セントラル	<p>「系統確保スキーム」が適用される場合、北海道の5区域のように「有望な区域」の整理に際して事前調査を実施し、発電設備の出力規模の上限値・下限値が設定されると理解しています。この上限値・下限値と、本改訂案の該当箇所に記載のある「公募の対象となる発電出力規模等」との関係性を教えていただけますでしょうか？</p> <p>公募前に示される発電設備の出力規模の上限値・下限値がそのまま公募占用指針に明記されるのではなく、ある程度、事業者側の裁量を認めていただけるのでしょうか？</p> <p>事業者側の裁量を認める例として、「発電設備の出力の量の基準」（P4, 第2章, 1.(2), 4)）に示されるように、系統容量を限度とした上で、促進区域の指定時に想定する出力から±20%の範囲を参考にし、などの措置があるかと考えています。</p>	<p>系統確保スキームが適用される場合の公募の対象となる発電出力規模については、系統確保スキームに基づき暫定的に連系予約された系統の最大受電電力を基に、その±20%の範囲を参考にすることとなります。</p> <p>なお、北海道5区域における有望区域の整理に際して事前調査を実施した発電設備出力規模の上限値・下限値については、系統確保スキームに基づき、接続の蓋然性確認に当たって検討したものです。その後、法定協議会における風車立地制約に係る議論や事業者意見照会等を通じて、暫定的な連系予約を実施する最大受電電力を検討しています。</p>

182	13	セントラル	第2章1. (2) 4) に記載のあった「出力の量の基準」及び「系統容量」と、この「対象となる発電出力規模等」との関係性を明示して頂きたい。	系統確保スキームが適用される場合、公募の対象となる発電設備出力規模については、国が暫定的な連系予約において暫定的に確保した系統容量等を想定しており、出力の量の基準については、暫定的に確保した系統容量の±20%の範囲を参考に、別途示されることとなります。
183	13	セントラル	「具体的な調査内容及び方法については、区域ごとの実情に応じて検討する」とあるが、具体的にどのようなプロセス乃至は初期調査を経て、いつ詳細調査内容及び方法を決定する計画かを教示願う。 【理由】 内容不明瞭のため	区域ごとに自然条件や、海域の利用状況が異なるため、区域の実情に応じて調査内容を検討することとなります。 なお、JOGMECが実施するサイト調査については、区域ごとに個別仕様を策定することとしており、個別仕様の内容については事業者向けに説明会・アンケートを実施しているほか、有識者等の意見も聴取したうえで決定しています。
184	13	セントラル	「イ、セントラル方式のサイト調査を実施しない区域（セントラル方式の対象外の区域）」に記載の内容はいずれも政府・JOGMECを主語とする実施内容を記載したものであり、非セントラル海域における事業者個別調査を否定するものでないことを確認したい。 【理由】 内容不明確なため	セントラル方式によるJOGMECのサイト調査の対象となる区域においては、JOGMECにより提供される調査データを活用せずに、個別に取得したデータに基づいて作成された公募占用計画が提出されることは、国として想定していません。 セントラル方式のサイト調査を実施しない区域においては、促進区域の指定に当たって国が実施した調査等の情報を、事業者が公募占用計画を策定する際の参考として提供します。 なお、JOGMECによるサイト調査の基本化以前に、事業者が調査を実施している案件については、法令上規制されるものではありません。
185	13	セントラル	「イ、セントラル方式のサイト調査を実施しない区域（セントラル方式の対象外の区域）」とは具体的には、現時点で有望区域に指定されているもののJOGMEC調査が実施されていない海域（いすみ、九十九里、青森北、松前、石狩）を指し、現状準備区域乃至はそれ以前の海域はセントラル方式を基本適用する方針という理解でよいか。 【理由】 内容不明確なため	御理解の通りです。
186	13	セントラル	系統確保スキームが適用される場合、当該系統情報はセントラル調査の結果提示と同様に公募開始より早い段階（公募開始1年前）で技術要件や規模、具体的な連系点等を開示することを希望いたします。☒ 【理由】 北海道で適用された系統確保スキームの調査結果でも今後国が種々情報を整理する事が挙げられている。一方、事業者独自で系統確保を行わない場合、公募開始後にそれらの情報を開示いただいても、接続検討以外の検討（工事費算出など）に十分な時間を確保できないため。	No.143の回答を御覧ください。
187	13	セントラル	陸上送変電設備の計画も非常に時間を要し、また施工業者やメーカー等の候補が限られる国内状況を踏まえると、系統情報の開示が公募占用指針の発行時では遅すぎると考えます。また、連系点までの送電距離が数十kmとなるケースもある国内洋上風力事業では、陸上送変電設備の規模や連系点等は地元利害関係者に早期より認識いただく必要があるのではないのでしょうか。これらに鑑みると、系統情報の開示は法定協議会開始時とし、陸上送変電設備に対する留意点があるのなら協議会意見に含め、応札者が十分な時間を持って検討できるようにすべきと考えます。これにより、応札者は地権者や利害関係者との協議に必要な時間を得ることになり、創意工夫を交えながらより現実的な占用計画を策定して入札できると考えます。	系統情報の開示時期について、系統確保スキームを適用する場合、有望区域に整理するに当たって接続の蓋然性確認を行っており、当該情報については、公開しているところです。なお、連系点に関する情報等、情報が持つ性質等に鑑みて広く一般に公表することが不適当なものを含むため、これまで実施された公募と同様に、個別に系統に係る情報提供を実施することを検討しています。 また、法定協議会は、促進区域の指定等について協議することとなるため、海域の利用以外の陸上変電設備等についてまで協議を行うものではないと考えています。
188	14	セントラル	「選定事業者は、JOGMECに対して調査費用の該当額の支払いを行う事」とあるが、具体的な金額と支払い時期、支払い方法を公募占用指針に明記してほしい。 【理由】 DEVEX算定並びにCashFlow等の作成に重要な項目であるため。	No.118の回答を御覧ください。
189	14	その他	「地元関係者等」について、各海域毎に接触禁止となる地元関係者等のリストを公募占用指針に明記してほしい。 【理由】 事業の実現性や地域貢献策・地域経済の波及効果などを検討するには、特に地域とのヒアリングや調整を行う必要がある一方、本項目に該当する「地元関係者等」に間違っ接触してしまう事で、公平性、透明性又は競争性を阻害してしまう事を防ぐとともに、対象者へ迷惑を掛けることを避ける為。	本指針案P14に記載しているとおり、「地元関係者等」とは、「地元関係者並びに学識経験者及び専門家等により構成される第三者委員会の委員」です。このうち「地元関係者」については、「協議会の構成員（関係省庁、自治体及び有識者を除く。）及び協議会の構成員となっている団体の構成員」と定めることを想定しており、公募占用指針において記載します。なお、地元関係者等のうち第三者委員会の委員については、第三者委員会を公平かつ公正に運営するため、事業者選定終了後、公募占用計画を認定するまでは非公表とします。 また、地元関係者等との接触が公平性、透明性又は競争性を阻害する態様であるか否かは個別事案ごとの判断となりますが、地域関係者とのヒアリングや方法書説明会の開催や関係地方公共団体および漁業協同組合への事前説明や調整のみをもって、これに該当することにはなりません。

190	14	セントラル	「JOGMECから調査成果の情報提供を受けた選定事業者は、JOGMECに対して調査費用相当額の支払を行うこと」について、いつ事業者に費用が開示されるのか、費用妥当性についてはどのように確認することができるのか。 【理由】 明確化のため。	調査データの提供時期については、公募に参加する事業者の便宜も勘案し、データ提供から公募開始までに一定期間を設けるよう努めるとともに、具体的な段取りについては、今後、見通しが付いた段階で別途周知することとします。 JOGMECによるサイト調査に係る調査費用の請求額については、調査に要した費用を対象としており、委員会の運営等に係る諸経費を計上することは想定していません。なお、JOGMECがサイト調査に係る業務を外部に発注する際、委託契約の金額については公募結果として公表しています。
191	14	その他	公募の開始から終了までの間に環境影響評価法等に基づく、方法書の送付・届出を行う場合、方法書説明会の開催や関係地方公共団体および漁業協同組合への事前説明や調整等については、地元関係者等への接触に抵触しないとの理解で良いでしょうか。	No.189の回答を御覧ください。
192	14	その他	「学識経験者及び専門家等により構成される第三者委員会の委員」への接触禁止が追加されているが、第三者委員会の委員は非公表の為、事業者が学識者・専門家を委員として認識せず、公募中の案件とは別の案件で誤って接触してしまう事態が生じ得る。その為、本記載については、削除頂くか、第三者委員会の委員を公表頂きたい。	公平性、透明性又は競争性を阻害する態様であるか否かは個別事案ごとの判断となりますが、第三者委員会の委員を当該委員会の構成員であると認識せず、当該委員と接触したことのみをもって、これに該当することにはなりません。
193	15	占用許可	「指針の占用区域」とは法第9条に規定される協議会によって取りまとめられた協議会意見による発電設備等の設置に制約が生じる範囲を反映するか。 【理由】 確認のため	御理解のとおり、協議会意見による発電設備等の設置に制約が生じる範囲は除きます。
194	15	占用許可	【本法第14条第2項第1号に基づく占用の区域等のイメージ】において示す「既存の占用物件」とはあくまでも「指針の占用区域」において示したもので全てであり、当該区域に明示されなかった促進区域内海域の占用を伴う各種漁礁や定置網は含まれないという理解で良いか。 【理由】 確認のため	当該区域に明示していない各種漁礁及び定置網についても既設の占用物件がある場合はございます。既設の占用物件の有無については、各地方整備局等の港湾空港部へ御確認ください。
195	15	占用許可	”計画の占用区域が指針の占用区域を大きく下回る場合は、その理由について明示するよう求める”とあるが、「大きく下回る」と判断される例えば「指針の占用区域」に対する「計画の占用区域」の面積比など、具体的な指標はあるか。 【理由】 確認のため	当該記載は、公募占用指針にて示す促進区域で確保されている系統の最大受電電力に比して、計画されている海洋再生可能エネルギー発電設備の出力が小さく、かつ一見して促進区域（発電設備等の設置に制約が生じる範囲は別途考慮）に比して占用の区域が小さく、占用区域を拡大することで風車の増設が可能と思われる場合を意図しています。具体の数値については海域ごとに航路との離隔距離、事業者の設置する風車規格等に応じて変わるものであり一意に定めることはできないため、具体的には明記しておりません。
196	15	占用許可	「計画の占用区域が指針の占用区域を大きく下回る場合は、その理由について明示するよう求めるとする」とあるが、大きく下回るとは具体的に占用区域の何%以上（もしくは以下）か、公募占用指針に明記してほしい。 【理由】 曖昧な基準であるため。	
197	16	その他	① 海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期 迅速性と効率的な設備利用の観点から部分完工を認めるFIP制度としてはどうか。現状の制度では部分運開が認められないため、発電開始できる風車があるにも関わらず発電を止めざるを得ない制度となっているため。 (参考)R3パブリックコメントNo.5「公募占用計画に記載されている海洋再生可能エネルギー発電設備による運転開始予定日（市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を開始する予定日をいう）」と記載されている。例えば、工事の遅れにより出力下限値を満たした上で、一部の風車設備の運転を開始した際(部分運開)、運転開始日からFIP制度は適用されるでしょうか。FIP認定を受けた再生可能エネルギー発電事業に係る再生可能エネルギー発電設備について、運転開始日より前に、その一部を稼働させてFIP制度の適用を受けることはできません。」	再エネ特措法における事業計画認定は、事業計画で予定した出力で運転されることをもって、調達期間又は交付期間にわたる売電を認めるものであり、運転開始をした一部分だけの売電を認めるものではないため、FIP認定を受けた再生可能エネルギー発電事業に係る再生可能エネルギー発電設備について、運転開始日より前に、その一部を稼働させてFIP制度の適用を受けることはできません。
198	17	占用許可	事業経済性の予見性を高めるため、占用許可の延長について柔軟な対応が必要である。①引き続き促進区域として指定することが妥当であること、②再度公募する必要性が認められないこと、かつ、③占用許可審査基準に適合していることの全てに該当した場合、占用許可の更新が認められることがあり得る。としているが、更新の審査の申請はどの時期から可能で、どのような手続で行われるのか。公募指針において具体的に事前に示していただきたい。 【理由】 事業延長可否の予見性を高めるため	占用許可の更新の考え方は、30年後の洋上風力発電を取り巻く状況や、海域利用の状況を予見することは困難であり、現時点で具体的かつ詳細な判断基準を示すことは困難であることから、基本的な考え方として示しているものです。 占用許可の更新の可否については、更新時期が近づいてから行うものであり、事業者の事業継続の判断や撤去工事の準備のタイミング等も考慮し判断することを想定しており、更新の必要性に応じて適宜国までご相談ください。

199	22	その他	2024年9月26日の総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループおよび交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会合同会の第2ラウンド参加事業者からのアンケートを見ると、「事業性に問題がある」という意見が散見されました。選定された事業者がそのような意見を述べ、リスクを含めた公募計画を提出していたにもかかわらず、こういった意見が出たことに驚きを覚えました。これは、事業者側の問題ではなく、調達価格と迅速性評価が高得点となる制度に問題があると考えます。このままでは日本の洋上風力の拡大が止まってしまう。 事業を実現し洋上風力を拡大するためには、建設計画をもとにした評価で事業者間の得点差を出す必要があります。そのために、提出された公募占有計画の技術的な内容をよく理解し、事業者間の技術検討の差を評価できる有識者を選定していただけないでしょうか。	第三者委員会については、第2ラウンド、第3ラウンドともに、各海域ごとに風力発電、海洋構造物、財務・ファイナンス、地域、法務の各分野に関する学識経験者及び専門家8名で構成されており、御指摘の観点からも評価を行っています。
200	26	占用許可	"建設段階や維持管理段階に応じて指定する区域を柔軟に変更することを考慮すべき"とあるが、維持管理段階に必要な区域は運開後に法第17条に規定される区域の指定または公示を見直すことが出来るということか。 【理由】 確認のため	御理解のとおりです。
201	26	占用許可	法第17条の規定に基づき公示される区域のうち、占用許可が必要な区域（本法第14条第2項第1号に規定する公募占有計画における促進区域内海域の占有の区域）を除いた区域については、法第13条第2項第2号の占有の区域内であれば選定事業者以外のものによる海底の占有を伴う設置物や当該設置物の維持管理に必要な区域と重複する事は出来るか。選定事業者以外のものによる海底の占有を伴う設置物とは、例えば漁業関係者による漁礁や定置網、またはインフラ事業者の有する既存海底ケーブルなどがあげられる。 また、当該の選定事業者以外のものによる設置物の維持管理に必要な区域は重複させることが可能であれば法第17条の区域を最小限とする助けとなる可能性がある。 【理由】 確認のため	風車の設置等に使用する区域については、再エネ海域利用法第17条第2項により公示される促進区域内海域を含めていただかなければ、今後、区域外の占有物件の設置により、事業に支障が生じる可能性があります。
202	27	計画変更	(2)変更を認める場合の基準 譲渡制限の緩和について <意見>公募占有指針において、以下の場合、SPC構成員の変更可否は慎重に判断となっている。 ㊦ 最大議決権保有企業の変更の場合 ㊧ 事業の実施・管理の評価対象企業が脱退する場合 ㊨ 評価対象企業の議決権保有割合が一定規模を下回る場合（一定規模：運転開始日前は全体の議決権の2/3未満、運転開始日後は1/2以下となる譲渡） ・㊦については、評価対象企業の議決権保有割合が一定規模を下回らない限り、原則認めて頂きたい（特に最大企業の議決権数と他の構成企業の議決権数の差がほぼ無い場合）。 ・㊨については、一定規模の要件を緩和し、“運転開始日前は全体の議決権の1/2未満、運転開始日以降は1/3以下となる譲渡”として頂きたい。 <理由>多くの企業（インフラ企業、大口需要家、外資等）が国内洋上風力案件への出資への関心を示しているが、洋上風力の開発経験が無く、参入が困難な状況。洋上風力事業の裾野を広げる観点から、多様な企業の事業参画は必要となる。	事業者選定時には、各構成員の役割に応じてその実績（能力）を評価しており、事後的にこれらの企業以外に議決権の多数の保持を認めることとすると、事業者選定時点の前提として評価した事業者の影響力が弱まり、事業の確実性が担保されない可能性があるため、SPCの構成員の変更は慎重に判断することとしています。
203	28	計画変更	公募占有計画変更のやむを得ない事情の例として「風車メーカー側からの契約解除等、一定の要件を満たした場合における主要製品の変更」があげられているが、先行事業者が上記理由により変更を行い、運転開始時期を遅らせた場合に、その影響を受け、後続事業者の洋上工船用船舶の手配や港湾利用スケジュール等で影響を受けることが生じ得る。このような場合の後続事業者の運転開始時期の後ろ倒し等の計画変更についてはやむを得ない事情として認めていただきたい。	「風車メーカー側からの契約解除の申出等一定の要件を満たした場合における主要製品の変更」はやむを得ない事情の一例であるので、他の例については、個別具体的な事情及び第三者委員会の意見を踏まえてやむを得ない事情と認められるかを判断していきます。
204	28	計画変更	風車メーカーの変更に関わらず、想定される計画変更に係る要件についても併せて整理いただきたい。具体的には、風車配置・本数・発電容量等の変更や、風車メーカー以外のコントラクター・サプライヤーの変更等。また、計画変更の承認プロセスを明文化いただきたい。	計画の変更の内容は多種多様の事例が考えられますので、「風車メーカー側からの契約解除の申出等の一定の要件を満たした場合における主要製品の変更」をやむを得ない事情の一例として明記しました。変更の認定の判断に当たっては、法第18条第2項第1号及び第2号で規定する基準に適合することが明らかでない場合など、必要に応じて学識経験者又は第三者委員会の意見を聴取いたします。
205	28	計画変更	今回追加された「公共の利益の一層の増進」や「やむを得ない事情」に関しての例示の追加に関しては単に例示を拡充しただけであって、変更を認める場合の基準自体について現行の運用指針から変更は無いという理解は正しいでしょうか？	今回の修正は変更を認める場合の基準の整理であり、従来の変更を認める場合の基準を変更するものではありません。
206	28	計画変更	変更箇所の「ただし」以降の部分について、現行の運用指針では審査及び評価の結果が下がる方向での変更は認められなかったものの、今回の変更では審査及び評価の結果が下がらないよう最大限の取組がなされていれば変更は認められるという理解で正しいでしょうか？	今回の修正は変更を認める場合の基準の整理であり、従来の変更を認めるものではありません。公募占有計画の審査及び結果が下がらないよう最大限の取組がなされているかを含め、個々の変更申請が変更の基準を満たすかどうかは、個別具体的な事情及び第三者委員会の意見を踏まえて判断していきます。
207	28	計画変更	「やむを得ない事情」としては、例えば、風車メーカー側からの契約解除の申出等の一定の要件を満たした場合」との記載があるが、上記の「やむを得ない事情」は、各海域の公募占有指針に記載の保証金没収の免除の要件である「その他当事者のコントロール又は回避が可能な事象」と同義であり、上記「やむを得ない事情」に伴う運転開始日の遅延は保証金没収の免除条件に該当するものと理解してよいか。	変更を認める場合の基準である「やむを得ない事情」と過去のラウンドにおける公募占有指針上の保証金の没収の免除事由である「その他当事者のコントロール又は回避が可能な事象が生じた場合」は別の規定であり、それぞれ判断されます。

208	28	計画変更	「やむを得ない事情としては、例えば、風車メーカー側からの契約解除の申出等の一定の要件を満たした場合」との記載があるが、上記の「風車メーカー側からの契約解除の申出」は、事業者側の瑕疵（表明保証や誓約等義務の不履行）によっても風車メーカー側から提起される場合があり、こうしたケースを除外し齟齬のない表現とすべく、「事業者の責によらない」等の補足をしてはどうか。	第30回合同会議の資料1「洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための制度のあり方について」P43に記載しているとおり、「風車メーカー側からの契約解除の申出等一定の要件を満たした場合における主要製品の変更」はやむを得ない事情の一例として挙げていますが、個々の変更申請が変更の基準を満たすかどうかは、個別具体的な事情及び第三者委員会の意見を踏まえて判断していきます。
209	28	計画変更	変更を認める場合の基準 ・公共の利益の増進又はやむを得ない事情申出等を一定の条件を満たす一例と示されているが、一定の条件とは具体的にどのような条件を示しているのかご教授ください。	「一定の要件」とは第30回合同会議の資料1「洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための制度のあり方について」P43に記載の事項を想定しておりますが、個々の変更申請が変更の基準を満たすかどうかは、個別具体的な事情及び第三者委員会の意見を踏まえて判断していきます。
210	28	計画変更	ここで言っているのは、やむを得ない事情の場合、評価の結果が下がらないよう最大限の取り組みを実施し、検討した場合、風車メーカーの変更もある得るということを行っているのか？ もし、そうなら、やむを得ない事情を複数、例示していただきたい。また一定の条件とは何かについて具体的にご教授いただきたい。	第30回合同会議の資料1「洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための制度のあり方について」P43に「やむを得ない事情」の一例を記載しました。その他の事例につきましては、個別具体的な事情及び第三者委員会の意見を踏まえて判断していきます。
211	28	計画変更	公募占用計画の変更を認める際の基準について -今回の基準変更につきましては、方向性としては賛成するものの、実務上、しっかりと機能するものとすべく、以下の点をご検討いただきたいです。 -やむを得ない事情の例示として記載されている「風車メーカー側からの契約解除の申出」ですが、実務上は、契約締結前の契約協議やBinding Offerの受領のタイミングで、事業継続のために公募占用計画の変更が不可欠な状況は発生します。また、契約解除についても、事業継続のためには、風車メーカー側からのみでなく、事業者側からの契約解除申入れが必要となる可能性があります。従い、やむを得ない事情の例示としては適当な表現とはなっておりません。 -合同会議合同会議での議論にて委員の方からも指摘がありました通り、「公募時と契約時の見積金額に、合理的な説明ができない乖離がある場合」や「公募時に確認した納期に対し、メーカー側の事由により納期変更（遅延）が提示された場合」など、現状の例示よりもより早い段階でも事業計画の修正を行えることを明示することで、より事業継続性の確保に資する規定になると考えます。 -また風車変更によりLCOEを低減できる場合、PPA契約価格を下げられるようになり、国内企業や個人が再生可能エネルギーを活用しやすくなります。そのためLCOEの低減につきましても積極的に変更事由として認めるような指針にすることが公益に資すると考えます。	計画の変更の内容は多種多様な事例が考えられるところ、「風車メーカー側からの契約解除の申出等一定の要件を満たした場合における主要製品の変更」はやむを得ない事情の一例であり、個々の変更申請が変更の基準を満たすかどうかは、第30回合同会議の資料1「洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための制度のあり方について」P43に記載の事項も踏まえて、個別具体的な事情及び第三者委員会の意見を考慮して判断していきます。
212	28	計画変更	計画変更を認定するに際し、やむを得ない事情として主要製品の変更を認める場合は、風車メーカーの機種開発や生産の中止、事業からの撤退等、事業者がコントロールできない事情により計画の遂行が困難になる場合に限られ、一般的な価格上昇を理由とした主要製品の変更は認められないという理解で正しいか？もしそうであれば事業者間の理解に齟齬を生じさせないためにも「一般的な価格上昇を理由とした主要製品の変更は認められない」ということは公募指針にも明記すべき。 【理由】 価格調整スキームが導入される限りにおいては、インフレ等の影響による事業者の採算変化はひとえに調達全般を対象にこのスキームで調整されることから、一般的な価格上昇を理由とした主要製品の変更は認められるべきでは無い。	第30回合同会議の資料1「洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための制度のあり方について」P42に記載のとおり、風車メーカーの撤退等の一定の要件を満たした場合には、ブレードやナセル等の主要製品の変更を認めるとしています。それ以外の製品については、当該整理を踏まえ、個別具体的な事情及び第三者委員会の意見を考慮して、変更の基準を満たすかどうかを判断していきます。
213	28	計画変更	変更を認める場合の基準に「技術革新等により発電設備等の変更が妥当な場合」とあるが、例えば落札後に大型機の機種開発を見た場合、それを理由に計画変更が認められると解釈でき、そうなれば、公募時点での競争条件が極めて不確実、不安定になりかねないので、何ををもって「妥当な場合」と考えるのか例示願いたい。 また、直近のニューヨーク州の入札においては入札後に大型機開発の断念により入札が取り消される事例が生じたことを受け、採用機種は型式認証を取得した機種など、入札時点で技術的に確立した機種に限るとする見直しが行われている。よって、仮に技術革新等による発電設備等の変更が妥当だと判断される場合でも、あくまで型式認証取得されているなど、技術的に確立した設備への変更に限るものと理解してよいか。	個別具体的な事情及び第三者委員会の意見を考慮して、変更の基準を満たすかどうかを判断していきます。
214	28	計画変更	「サプライチェーンの強靱化の観点から公募占用計画の評価における電力安定供給の点数が高くなる場合～」とあるが、電力安定供給の点数が高くなる取り組みについては事業者により理解・解釈が異なる可能性もあり、どのような場合に点数が高くなるのかを明確にしておくことが望ましい。 例えば、風車部品の製造等において国内企業を積極的に育成・採用することによる国内サプライチェーンの形成を通じて風車部品等の輸送期間・費用の削減、国内・地域経済の活性化、風車部品等の安定供給や部品故障時の早期復旧に資する取り組みは高く評価されると考えてよいか？ 【理由】 電力安定供給の点数が高くなる取り組みに対する受け止めは事業者によって異なる可能性があるため具体例を示すなどの説明を加えるべきと考えるが、例えば、風車部品の製造等において国内企業を積極的に育成・採用することによる国内サプライチェーンの形成を通じて風車部品等の輸送期間・費用の削減、国内・地域経済の活性化、風車部品等の安定供給や部品故障時の早期復旧に資する取り組みが高く評価されるものなのかは事業者の理解を広めておく必要がある。	「サプライチェーンの強靱化の観点から公募占用計画の評価における電力安定供給の点数が高くなる場合」は、例えば、海外製品を国内製品に変更する場合を想定しています。

215	28	計画変更	<p>計画変更を認定するに際し、公共の利益の増進として、サプライチェーンの強靱化の観点から公募占用計画の評価における電力安定供給の点数を評価するに際しては、一過性の計画や提案に基づくのではなく、中長期にわたって持続可能なサプライチェーンとなりうるかどうかについて、厳格な評価基準のもと評価が行われると考えてよいか？</p> <p>【理由】 公平性の観点から、各事業者のサプライチェーン計画に関する提案内容が真に実行可能かどうかについては厳格に評価されるべき。例えば、当該部素材を調達する国内メーカーが、風車メーカーのグローバルサプライヤーとして採用されているか、国内のみならず、海外のプロジェクトへの輸出も念頭に置いたものであるか、海外調達と比べて品質・価格・納期等について優れていると判断できるものであるか、等が考えられる。</p>	<p>公募占用指針に記載された選定事業者を選定するための評価の基準に従い、必要に応じて学識経験者又は第三者委員会の意見を聴取した上で、変更される公募占用計画の評価を行います。</p>
216	28	計画変更	<p>認定公募占用計画の変更内容の公示には、変更された内容を公示するよう記載あるが、変更を認定した理由については公示内容に含まないのか？計画変更の理由も公表しなければ入札者間の公平性に疑問がつく恐れがあるし、理由・背景を公示することでどんな場合に計画変更が認められるのかについて、事業者の理解も深まっていくのではないかと？計画変更を認定する場合には第三者委員会などの公平な審査・判断により認定手続きがされると思うが、左記の通り入札の透明性・公平性の観点から変更を認定した理由についても公示すべきではないか？</p>	<p>頂いた御意見も参考にして、今後検討してまいります。</p>
217	28	計画変更	<p>公共の利益の増進又はやむを得ない事情の例として、「風車メーカー側からの契約解除の申出」に加え、「風車等主要機材の大幅な価格上昇」を加えるべき。</p> <p>風車等の主要機材は欧州等海外メーカーに頼らざるを得ない状況であるが、日本のみならず世界各国で大型の洋上風力発電事業が計画されているところ、これら主要機材の需要は高まっており、入札時に取得した見積もり額から大幅に高額になることが想定される。このような場合に事業継続の観点から公募占用計画の変更ができるよう、変更の条件の一例として明示すべきである。</p>	<p>御指摘の「風車等主要機材の大幅な価格上昇」を加えるべきとの意見については、今後公募占用指針の作成に当たり、検討してまいります。</p>
218	28	計画変更	<p>やむを得ない事情の例として、「風車メーカー側からの契約解除の申出」が挙げられているが、以下のような場合も認められるか教えて頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達する風車のサプライチェーンが変更となる場合 ・市況変動などを踏まえても合理的ではない入札段階からの価格増加の見積提出や契約条件などの変更の申出等があった場合 	<p>No.212の回答を御覧ください。</p>
219	28	計画変更	<p>当該促進区域における洋上風力発電事業の事業計画に関連する系統整備の進捗状況（例えば、北海道～東北～東京間の日本海ルート2GW増強計画等）に変更・遅延等が発生し、それにより事業計画の変更を余儀なくされる場合（例えば、系統連系に係る作業が後ろ倒しとなり、それに伴い運転開始時期が遅延する）、"やむを得ない事情"とご判断いただけるのでしょうか。</p>	
220	28	計画変更	<p>やむを得ない事情による計画変更については、過去ラウンドの選定事業者にも適用されると審議会で議論されていたと理解していますが、本改訂案においても、同様の理解で問題ないでしょうか。</p>	<p>No.205の回答を御覧ください。</p>
221	28	計画変更	<p>風車メーカー側からの契約解除の申出等の一定の要件を満たした場合における主要製品の変更であっても、それにより供給計画が遅延した場合はその段階の保証金が没収されるのでしょうか。</p>	<p>No.207の回答を御覧ください。</p>
222	28	計画変更	<p>やむを得ない事情として、「風車メーカー側からの契約解除の申出等の一定の要件を満たした場合における主要製品の変更など、事業継続のために公募占用計画の変更が不可欠な状況が生じていること」のみが記載されているが、この記載では風車メーカーからの契約解除の申し出の事実が無ければ発電事業者として計画変更（風車メーカーの変更）を行わず、発電事業者側の交渉力を著しく阻害すると考えます。</p> <p>2024年11月21日付合同会議合会議資料43ページで整理された内容をもとに、下記案のような計画変更を認める具体的な要件を明記することを希望いたします。</p> <p>【案】 ①インフレ等の影響により、公募占用計画に記載されたリスクシナリオを遥かに上回る状況が生じるなど、事業継続が困難な状況であること。 ②風車メーカー等との価格交渉の結果、相手側から契約解除の申し出があった場合もしくは入札時に取得した見積り等を著しく上回るような条件が提示される場合など、事業継続のために変更せざるを得ない状況であること。☒</p> <p>【理由】 記載内容の詳細確認のため。</p>	<p>御指摘の【案】の内容を加えるべきとの意見については、今後、公募占用指針を作成する際に検討させていただきます。</p>
223	28	計画変更	<p>合同会議の御省資料では、「風車メーカー等の計画変更に係る要件」として、以下が明示されている。</p> <p>『・風車メーカー等の変更を「やむを得ない事情」として整理するためには、以下の2点をいずれも満たすことを要件とする。 ①インフレ等の影響により、公募占用計画に記載されたリスクシナリオを遥かに上回る状況が生じるなど、事業継続が困難な状況であること。 ②その上で、相手側との価格交渉の結果、相手側から契約解除の申し出があった場合や入札時に取得した見積り等を著しく上回るような条件が提示される場合など、事業継続のために変更せざるを得ない状況であること』</p> <p>本運用指針改定案には記載されていないが、計画変更が認められる「やむを得ない事情」として、「入札時に取得した見積り等を著しく上回るような条件が提示される場合」が含まれるという理解で良いか、確認したい。</p>	<p>第30回合同会議資料1「洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための制度のあり方について」P.43では、以下のいずれも満たすことを要件として整理しており、この整理は公募占用指針に例示することを想定しています。</p> <p>①インフレ等の影響により、公募占用計画に記載されたリスクシナリオを遥かに上回る条件が提示される場合に取得した見積り等を著しく上回るような条件が提示される場合など、事業継続のために変更せざるを得ない状況であること。 ②その上で、相手方との価格交渉の結果、相手側から契約解除の申し出があった場合や入札時に取得した見積り等を著しく上回るような条件が提示される場合など、事業継続のために変更せざるを得ない状況であること。</p>

224	38	セントラル	<p>P.38 別紙 参加資格 (3)③ト)c 本記述はP.36「(3)申請者が、公募占用計画の提出期限の日から選定結果公表の日までの期間に、次のいずれにも該当しない者であること(公募参加者がコンソーシアムであるときは、その構成員の全てが該当しないこと)」における記述であるが、P.38該当箇所は選定結果公表日後の事象であるため、論じている時系列に齟齬があるのではないか。</p>	<p>b同様、過去条件に該当するとして経済産業省及び国土交通省から参加資格を認めないこととされた者については、公募の参加資格を失うとの趣旨で記載しています。</p>
225	38	セントラル	<p>(3)申請者が、公募占用計画の提出期限の日から選定結果公表の日までの期間に、次のいずれにも該当しない者であること(公募参加者がコンソーシアムであるときは、その構成員の全てが該当しないこと)として今回(3)③トcにJOGMEC調査費の未払いが追加されているが、これは過去に別海域で選定事業者となったにも関わらず調査費支払いを滞納してしまっているケースを意図しているという理解でよいか。 また、支払期限が明示されていないため、開示願いたい(例:選定後〇日以内等)。 【理由】 確認のため</p>	<p>御理解の通りです。 支払期限については、別途周知します。</p>
226	ー	その他	<p>洋上風力発電は非効率な上 安全上にも問題があります</p> <p>また燃料資源の依存云々に関しても 関連に国外出資の企業があれば 安全保障にも疑問ですし 危機管理不十分と言わざるを得ません</p> <p>さらには生態系を破壊する 環境的にも問題な発電方法であり そもそもこのような発電は不必要であることは 科学的にも明らかです</p> <p>中止しましょう</p>	<p>第6次エネルギー基本計画において、洋上風力は、大量導入やコスト低減が可能であるとともに、経済波及効果 が大きいことから、再生可能エネルギー主力電源化の切り札として推進していくと位置づけており、地域との共 生を図りながら案件形成を進めています。 洋上風力発電事業を実施するに当たっては、地域との共生が重要であることから、国、都道府県、基礎自治体、 関係漁業団体等の利害関係者、有識者等で構成される協議会における協議を開催し、協議会において促進区域指 定に異存のない旨、合意を得た海域でのみ発電事業者の公募を実施しています。 また、安全面については、洋上に設置される風車の設計においては、様々な自然条件に耐え得るかという観点か ら、電気事業法や港湾法の技術基準への適合性を審査することになっています。</p>
227	ー	その他	<p>事業の柔軟性確保の観点で、EEZ同様に今後の一般海域の着床式洋上風力案件においても二段階方式(事業者選定入札、FIP入札)を導入頂きたい。 現行の公募制度下では、迅速性評価や運転期間最大化の観点で事業者選定前に機種・配置を決め、事業者選定後、その機種・配置に基づき海底地盤調 査・ウィンドファーム認証の手続きを速やかに進めるため実質的に風車含むサプライヤーの変更は困難であり、サプライヤーとの交渉力の低下に伴 い事業性悪化の一因となっているため。</p>	<p>今後見直しを行う際の参考にさせていただきます。</p>
228	ー	その他	<p>上記にも関連しているが、現行の制度は、リスクシナリオの作文に偏った評価になってしまい、事業計画そのものを評価する仕組みではなく、本末 転倒であると考えます。 諸外国の洋上風力入札様式を参考すると、「事業計画の中身」を評価することが大事で、リスクシナリオ(含むリスクスコア、未然防止策、発見時 対策)は事業計画への把握度・理解度を示すために添付するが、その証憑については具体的に求められてはいない。 リスクシナリオへの対策について、具体的にどのような基準で「優れている」と評価されるか、国及び第三者委員会が正確に評価できるかについて 疑問を持つ。また、未だに発生していないリスクへの対策の証憑として、ほぼ全部不確実性の高いものであり、果たして対策として有効かについても 提案時点では証明しきれないのに、トップランナー基準の要件になることに違和感を覚える。 結局、各事業者の作文大会、関心表明書の収集大会になってしまうと懸念している。実際、先般のR1、R2プロジェクトにおいても、リスクの高いプ ロジェクトが高く評価され、現在も高いリスクを抱えながら事業が頓挫している実態があると理解しているため、リスクに偏った評価の考え方につ いて再考しないと(例えば、事業計画を中心とした評価、かつ、事業者が提案した工程・リスク等を正しく評価できるテクニカル専門評価者の導入 等)、得点の高い事業者が逆に事業を遂行できない事態がまた繰り返しになると予想する。</p>	<p>リスクシナリオを評価する制度については、No.91の回答を御覧ください。 また、公募占用計画の評価については、本指針案P.22に記載のとおり、海域ごとに風力発電、海洋構造物、財 務・ファイナンス、地域、法務の各分野に関する学識経験者及び専門家8名で構成される第三者委員会の意見を 踏まえて行うこととしています。</p>
229	ー	その他	<p>今般の運用指針の改訂は、いつ施行されますか。 【理由】 各海域がJOGMECセントラルの対象となるか否かは事業戦略上、大きな影響を与えるため。</p>	<p>必要な手が完了次第、改訂版を公表します。</p>
230	ー	その他	<p>世界情勢、特に東アジア周辺での混迷が深まる中での、日本という国がエネルギー自給率を高めることには脱炭素以上の大きな意義を持つ。本来洋 上風力はそういった観点からも産業育成が促されるべきであったが、Round 1公募開札から3年がたっても、根本的なサプライチェーン形成には 至っていない。現状を見据え、公募指針についても、部分的改訂ではなく、抜本的改訂を検討してほしい。</p>	<p>今般の本指針の改訂に基づき、過去に実施した公募に係る公募占用指針も必要な範囲での改訂を行う予定です。</p>

231	ー	その他	<p>リスク要因も費用もすべて事業者に負わせ、海外の有力事業者の離脱が相次ぐばかりか、R1, R2の事業者も事業の継続性に警鐘を鳴らしている現状をよくご理解いただきたい。ルールによって国策の一部である再生可能エネルギー導入事業のリスクを増加させ導入・普及を阻もうとしている。ルールメーカーである資源エネルギー庁の各位は謙虚に受け止めていただきたい。</p>	<p>第30回合同会議の資料1「洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための制度のあり方について」P2に記載しているとおり、今般の制度検討に当たっては、海外においてサプライチェーンの逼迫やインフレによる費用増大などによる収入・費用の変動を原因として、事業の中断や撤退も発生している中で、我が国における再エネ主力電源化の実現を確実なものとしていく観点から、引き続きコスト低減・迅速性を重視しつつ、収入・費用の変動といった環境変化に対して強靱な事業組成を促し、洋上風力発電への電源投資を確実に完遂させることを主軸として、国民負担に中立的な形で事業実施の確実性を高めることを目的としています。</p>
232	ー	その他	<p>資源エネルギー庁各位には今一度先進地である欧州・台湾など海外の事例、特にここ数年顕在化する、減損を計上しての撤退を含めた事業トラブルの発生事例をよく学んでいただきたい。そして資源エネルギー庁の定める各制度が、それらトラブルのリスクを増加させていないか？を謙虚に顧みていただきたい。</p>	
233	ー	その他	<p>今後の候補海域の中には、水深が深く、薄い堆積層の下に岩盤が存在する等、欧州では未経験の自然条件であり、洋上風車にとって極めて厳しい条件になり、欧州よりも設備費が高額になる。また、日本は季節風が卓越するため、供用期間中の発電量は欧州ほど見込めない。設備費は高い、収入は低いにもかかわらず、年々調達価格を下げるような設定をしている。自然条件が同じであれば調達コストの低減は可能であるが、自然条件が厳しくなるので、調達価格低減は不可能である。国としては洋上風力発電の普及よりも調達コスト削減が重要と考えているようだが、今後も調達コスト削減を目指すのであれば、自然条件が厳しいエリアは促進区域から除外していただきたい。</p>	<p>再エネ海域利用法第8条第1項及び促進区域指定ガイドラインに基づき、促進区域の指定基準として自然条件に係る基準等を定めており、当該基準に基づき適切に判断してまいります。</p>
234	ー	価格調整スキーム	<p>洋上風力案件における調達価格について、契約締結後も物価変動など必要に応じて調達価格を見直すことができる仕組みを設けていただきたく存じます。</p> <p>変電機器は通常、発電所運開の1～2年前から本体搬入・現地工事を開始しますが、昨今の電力需要増加を背景に機器の長納期化が発生しており、プロジェクト完遂のために事業者と機器メーカー間の早期発注の必要性が高まっております。</p> <p>そのため、機器の契約から本体製造までの期間が従来より長くなることにより、機器メーカーとしては物価変動の影響を大きく受けやすくなっており、エスカレ条項などを元に契約後も必要に応じて価格改定が可能な仕組みづくりをご検討いただきたく存じます。早期発注の必要性と物価変動を考慮したエスカレ条項のバランスを取った指針を設けていただくことで、機器メーカーおよび取引先企業も含め、適切な価格での取引が対応可能となります。</p> <p>2024年11月21日開催の「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 洋上風力促進ワーキンググループ」では、以下の通り価格調整スキームの詳細検討を頂いております。こちらは事業者に対する制度になりますが、機器メーカーに対しても同様の条件を事業者から課される可能性がありますので、弊社希望を提示いたします。</p> <p>【具体箇所】</p> <p>資料1 洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための制度のあり方について</p> <p>1)P40に記載のⅡ.価格調整スキームの詳細設計（調整のタイミング） <変動前物価指数> 公募開始直前の1年間における物価水準を参照。 <変動後物価指数> 見積りから洋上工事開始までの物価変動を基準価格に反映させるため、公募占用計画に記載された（電事法第48条に規定する）工事計画の届出予定日から直前1年間における物価水準を参照。 ➤希望内容 上記の通り検討されておりますが、工事計画の届出予定日以降も製造までに期間があると物価変動の影響を受けますので、契約後もエスカレ条項を元に価格変動を認めて頂けるようなスキームへの見直しをお願いします。</p> <p>2)P41に記載のⅡ.価格調整スキームの詳細設計（価格調整スキームを適用する物価変動率の上下限） ➤希望内容 現在、上限を設定するとする議論をされておりますが、上限なく価格調整スキームを適用いただきたく存じます。 これらの措置により、機器メーカーが安定した供給を続けることが可能となり、事業者にとっても計画の確実な遂行が期待されます。 また、既に公募が完了しているR1、R2並びにR3においては、同上の理由より反映頂きたく願います。</p>	<p>変動後物価指数として参照する期間については、合同会議 第27回～第29回において有識者に御意見を頂くとともに事業者ヒアリングを行ったうえで、恣意性を排除し一義的にタイミングを定めることのできる、「公募占用計画に記載された（電事法第48条に規定する）工事計画の届出予定日から直前1年間」と設定することとしています。</p> <p>また、調達価格等算定委員会第101回の資料2のP30～32に記載のとおり、価格調整スキームは、民間事業者のみでは取り切れない物価変動リスクを、制度側で国民負担には中立的な形で引き受けるという点が原則であり、過大な国民負担の抑制という観点から、ウクライナ危機による物価上昇（約+40%）と同様な変動にも対応可能な水準を参考に、物価変動率の上限を当該水準（40%）を基本として設定することとしています。ただし、公募の度に、本委員会において、価格調整の上限の水準について審議し、価格調整の上限を40%に設定すると過度な国民負担が生じると判断された場合には、40%未満の水準を採用し、公募占用指針に明記することとしています。</p>